

(改定案)

小浜市第6次総合計画

基本計画

# 目 次

## 基本計画



### 序章 新時代を迎えるまちに向けて 1

第1節 新時代に向けたまちづくり	2
第2節 持続可能なまちづくり	4
第3節 さらなる地域力の向上	12



### 第1章 新たな時代を担う人を育むまちの実現 19

第1節 生涯食育の推進	20
第2節 子育て環境の充実	22
第3節 学校教育の充実	24
第4節 社会教育の充実	30



### 第2章 みんなが安全・安心に暮らせるまちの実現 37

第1節 安心して暮らせるまちづくり	38
第2節 健康づくりの推進	46
第3節 地域共生社会の実現	50



### 第3章 悅久の歴史と風土を活かした観光のまちの実現 61

第1節 観光・交流活動	62
第2節 文化財の活用・保存	68
第3節 環境保全の推進	72



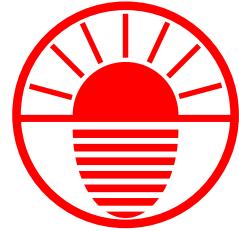
### 第4章 活力ある産業をみんなで育てるまちの実現 75

第1節 商工業の振興	76
第2節 農林水産業の振興	86



### 第5章 新たな時代に向けた住み心地の良いまちの実現 95

第1節 新高速交通時代に向けて	96
第2節 住み心地の良いまちの形成	100



# 序章 新時代を迎えるまちに向けて

## 第1節 新時代に向けたまちづくり

第1項 新時代に向けたまちづくり

## 第2節 持続可能なまちづくり

第1項 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

第2項 関係人口増加、移住・定住の促進 ★

第3項 循環型社会の構築

第4項 行財政改革の推進

## 第3節 さらなる地域力の向上

第1項 市民主役のまちづくり ★

第2項 協働・コミュニティ活動の活性化

第3項 ダイバーシティ社会の実現

(★目標・指標を設定)

<b>1</b> 貧困をなくそう 	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<b>4</b> 習の高い教育をみんなに 	<b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう 	<b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	<b>8</b> 働きがいも経済成長も 
<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつこう 	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<b>12</b> つくる責任つかう責任 	<b>13</b> 気候変動に具体的な対策を 	<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう 

# 第1節 新時代に向けたまちづくり

## 第1項 新時代に向けたまちづくり



### ■現況と課題

地方における人口減少と少子高齢化は、担い手不足の急速な進行を招き、インフラや公共交通、買物、医療・福祉など日常生活に不可欠なサービスの維持等の課題を生じさせ、地域社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

そのような中、人口減少に歯止めをかける対策に力点を置き、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることが極めて重要です。

また、人口規模に頼ることなく、豊かな市民生活を営むことができるまちのしくみづくりも必要となっています。

一方で、本市が近い将来控えている北陸新幹線全線開業により、高速交通環境が飛躍的に向上し、交流人口の増加をはじめ、移住・定住への対応など、全線開業がもたらす効果を最大限に活かした、新たなまちの実現が期待されています。

こうした取り組みを進めると同時に、IoTなど急速な技術革新に対応し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するまちづくりを進めることも重要です。

### ■基本方針

小浜市では、近い将来、北陸新幹線全線開業が実現することにより、首都圏と直結されるほか、関西圏への通勤・通学が可能となるなど、本市のまちづくりに与えるインパクトは非常に大きなものと考えられます。

これにより、本市は、新幹線の駅を有する都市として、これまで以上に重要性が高まるとともに、飛躍的に増加することが期待される交流人口や移住・定住人口への対応など、さらなるまちのステップアップが期待されます。

こうした新時代のまちづくりの実現に向けて、子育て支援やU・Iターンの意識を醸成するとともに、関係人口の増加や移住・定住の促進など、幅広い人口減少対策のほか、豊かな自然や生活環境の維持、継承に取り組むなど、市民・団体・事業者・行政が一丸となって、悠久の歴史と風土が活ける『新たな時代の御食国』の実現に取り組みます。

### ■施策の体系

第1項 新時代に向けたまちづくり ————— 第1号 新時代に向けたまちづくり

## 第1節 新時代に向けたまちづくり



## ■取組内容

## 第1号 新時代に向けたまちづくり

- 市民生活の維持・向上はもとより、関係人口や移住・定住の増加など、北陸新幹線全線開業後のまちづくり像を描いた「小浜市新まちづくり構想」を踏まえ、小浜が持つ良さである、守るべき小浜固有の文化・風土・暮らしを活かし、さらに新幹線や新技术などを賢く取り入れた、新たな時代のまちづくりに向けた取り組みを進めます。
- 物価高騰や感染症対策など、様々な社会課題に対応したまちづくりを推進します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、素晴らしい地域資源の活用ならびに継承に取り組むとともに、今後増加する交流人口や移住・定住に対して理解を深めます。

団体は、今後増加する移住者や関係人口と積極的に関わり、受入れに向けて理解を深めます。

事業者は、北陸新幹線全線開業に向け、交流人口の受入体制を整え、地域経済の拡大に向けた体制づくり、移住・定住の拡大の受け皿づくりに努めます。

行政は、北陸新幹線全線開業による効果や暮らしの変化など、市民等への情報共有を図り、理解を促進するとともに、新たなまちづくりの実現に向けた機運の醸成に努めます。

すべての主体は、北陸新幹線全線開業の新たなまちづくり構想に掲げる“スマート＆スローシティ”的実現に向け、機運の醸成を図ります。

## 第2節 持続可能なまちづくり

### 第1項 持続可能な開発目標(SDGs)の推進



#### ■現況と課題

人口減少社会への対応については、出生数の増加や良好な子育て環境の提供、学生の市内就業やU・Iターンの促進など、人口の増加に結びつく対策に力点を置くとともに、人口減少の中にあっても豊かな市民生活を営むことができるまちのしくみづくりも必要です。

SDGsの理念を踏まえ、すべての市民が幸せに暮らし続けることができる持続可能なまちづくりに取り組むとともに、めざすまちの姿の実現に向けて、持続的に成長を続けるまちづくりが求められています。

#### ■基本方針

北陸新幹線全線開業に向けて、本市がさらに魅力を高め、輝き続けていくため、本市の豊かな自然や生活環境の維持を図るとともに、自然との共生や生活環境を守る市民の意識醸成等、循環型社会の構築など、SDGsの理念も踏まえた持続的な成長をめざすまちづくりに取り組みます。

#### ■施策の体系

第1項 持続可能な開発目標(SDGs)の推進 ————— 第1号 持続可能な開発目標(SDGs)の推進



## ■取組内容

### 第1号 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

- 本市の持続的な発展に向けて、市民・団体・事業者・行政それぞれにおいてSDGsが持つ理念について互いに理解を深めるとともに、パートナーシップによる持続可能な社会の構築に向けて、日頃行われている取り組みがSDGsに定める目標の達成につながっていることを意識できるよう“見える化”し、啓発していきます。

本市では、令和3(2021)年度からスタートする第6次小浜市総合計画の各政策施策分野において、SDGsがめざす17のゴールを関連づけることで、総合計画、SDGsを一体的に推進していきます。

#### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、SDGsの理念について理解を深め、日常の生活や活動においても関連性の高い、身近な問題であることを認識し、自分ごととして主体的に取り組むよう努めます。

団体・事業者は、SDGsの理念に理解を深め、持続的な成長に向けて具体的かつ主体的に取り組みを推進します。

行政は、市民・団体および事業者に対し、SDGsの理念の理解促進を図り、主体的な取り組みを促進するとともに、「誰一人取り残さない」社会の実現ならびに本市の持続的な成長をめざして、様々な施策を推進します。

## 第2項 関係人口増加、移住・定住の促進



### ■現況と課題

市内の各地区では、まちづくり協議会を中心に地域づくりに取り組んでいますが、まちづくりに携わる人材の固定化、縮小など、人材の確保・育成が課題となってきています。

今後においても人口減少の歯止めがかからないと予測されている中、小・中学校や高校、大学など、子どもたちの成長段階に合わせて、地域づくりに興味を持ち、実践を通じた郷土愛を深める取り組みを通じて、Uターン意識を醸成していくことはたいへん重要です。

また、県内外の大学生の本市での活動を通じて、地域への愛着を生み、将来の移住、さらに定住の獲得につなげるとともに、まちづくり協議会等との交流を通じて関係人口の増加につなげるため、地域コミュニティへの外部人材の受入体制の構築が必要となっています。

一方で、近年、結婚に関する価値観の変化などにより、少子化の要因である未婚化・晩婚化が進んでいます。結婚を希望しながら出会いの場が少ない独身者に、出会いの機会を提供することで、結婚へのきっかけづくりを行い、未婚化、晩婚化に歯止めをかけることが必要です。

さらに、市民をはじめ、関係人口やUターンなどの若者等の定着を図るために、交流を深める等出会いの機会を創出し、結婚の機運醸成のほか、定住に向けた課題・ニーズをくみとり、施策に反映させるなど、定住人口の増加に向けた取り組みも必要となっています。

### ■基本方針

北陸新幹線の全線開業に向けて、交流人口の増加を図るとともに、自然や歴史、食といった本市の強みを活かし、住んでみたいと思える体験や情報発信に取り組み、移住および定住人口の増加につなげます。

また、小・中学生や高校生、県内外の大学生など、若い世代における地域活動を支援するとともに、各地区的まちづくり協議会などとの連携により、地域コミュニティへの外部人材の積極的な参加を促すなど、関係人口の受入体制の整備を図ります。

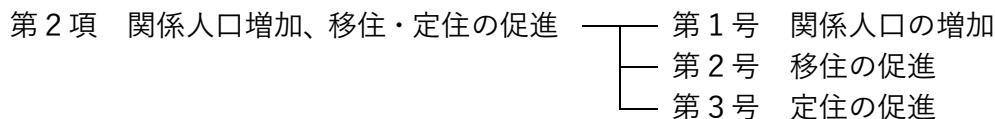
さらに、関係機関と連携・協働し、市民をはじめ、関係人口やUターンなどの若者の結婚に向けた機運醸成を図るとともに、結婚希望者を対象とした出会いの機会拡大を図り、若い世代の定住を促進します。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
移住支援等を利用して定住に結びついた人数	移住支援等の利用者のうち、本市へ定住に結びついた人数（5年合計値）	14人 (R3～R6合計値)	10人 (R3～R7合計値)	15人 (R8～R12合計値)



## ■施策の体系



## ■取組内容

### 第1号 関係人口の増加

- 関係人口を増加し、将来的な定住人口を獲得するため、県内外の学生と地域住民が協働で行う地域活動を推進します。
- 協定締結大学と連携した学生の受入れを推進します。
- ふるさと納税制度を活用し、体験プログラムや宿泊等といった本市への来訪につながるしくみを拡充します。

### 第2号 移住の促進

- 本市の魅力や住みやすさなど、移住を検討する際に有益な情報を本市独自の移住・定住サイトに掲載し、積極的に情報発信します。
- 活用可能な空き家を地域資源と位置づけ、地方への移住等へスムーズに活用できるしくみづくりに取り組みます。
- テレワークなど新しい働き方に対応した環境づくりに取り組みます。

### 第3号 定住の促進

- 小・中学校と地域との連携によるふるさと学習の推進や高校の探究活動等との連携により、地域づくりに興味を持ち、実践を通じた郷土愛を深める取り組みを推進します。
- 地元の若者やU・Iターン等の結婚希望者を対象に、出会いの場を提供するなど、若者の定住促進を図ります。
- 地域における婚活支援関係者等や出会いのきっかけづくりを応援する団体を支援します。
- 出会いの場やイベント等の情報が、必要とする対象者に届くよう各種メディアを通じて積極的に提供します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、関係人口の増加や移住・定住の促進に対して理解を深めるとともに、将来を支える貴重な人材として捉え、地域活動を通じた受け入れ体制づくりに努めます。また、社会全体で結婚に向けた機運を高め、結婚を希望する独身者に結婚のきっかけづくりを行うなど、婚活をサポートします。

事業者は、事業活動を通じた情報発信に取り組むとともに、移住・定住の促進に向けた雇用の創出に努めます。

団体・事業者は、出会いの機会や婚活情報を提供するなど、結婚希望者を積極的に支援します。

行政は、地域活動等を通じた郷土愛の醸成を図るとともに、関係人口の増加や移住の促進を通じて、本市の良さを伝え、定住人口の増加に努めます。また、積極的に婚活に関する情報提供を行うとともに、婚活を応援する団体・事業者の支援に努めます。

## 第3項 循環型社会の構築



### ■現況と課題

市民は、ごみの分別の徹底や資源回収、事業者は排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理、行政は分別回収の推進や不法投棄の監視指導等に取り組んでいます。

しかしながら、ごみの排出量の低減や資源化率の向上、不法投棄や不適正処理の撲滅等には至っていません。

「循環型社会」を構築するためには、市民、団体、事業者、行政等、多様な主体が、それぞれの役割をより一層果たしていくとともに、各主体が連携・協働して取り組む必要があります。

### ■基本方針

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用等を進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会を形成することが急務となっています。

廃棄物等の発生を抑制し、資源の循環的な利用および適正な処分、限りある資源の消費を抑制することで、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の構築をめざします。

### ■施策の体系

第3項 循環型社会の構築 ————— 第1号 循環型社会の構築



## ■取組内容

### 第1号 循環型社会の構築

- 地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「循環型社会」のしくみづくりを推進します。
- 環境に配慮したグリーン製品等の推奨、プラスチック廃棄物の排出抑制および適正な処理、小型家電の回収等による金属の再資源化、食品ロス削減等、ライフサイクル全体での資源循環を推進します。
- 廃棄物の分別収集、減量化、違法な廃棄物処理を行う者に対する指導、不法投棄や不適正処理が行われた土地の生活環境保全上の支障の除去、海岸漂着物等の回収処理および発生抑制対策等、適正処理のさらなる推進と環境再生に努めます。
- 家電リサイクル法や食品リサイクル法等、各種リサイクル法に基づいた資源の循環的な利用を推進します。
- 資源を有効に活用し、環境への負荷を軽減するため、断るリフューズ (Refuse)、ごみを減らすリデュース (Reduce)、再利用するリユース (Reuse)、再資源化するリサイクル (Recycle) 等、4Rの意識啓発を図ります。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、製品の長期間使用や再生品の使用、分別回収に取り組みます。

事業者は、製造、販売等の事業活動を通じて、廃棄物の排出抑制や循環的な利用、適正な処分に取り組みます。

行政は、資源の循環的な利用、処分に必要な措置を講じるほか、「循環型社会」の形成に関し、地域の自然環境や社会的な条件に応じた施策を実施します。

## 第4項 行財政改革の推進



### ■現況と課題

人口減少・少子高齢化社会の進展や市民ニーズの多様化などの社会環境は、想定より速い速度で変化しており、今後、税収基盤の縮小や社会保障経費の増加などにより、公共サービスを維持していくために必要な財源確保が難しくなる恐れがあります。これらのことから、将来にわたり、必要な市民サービスを提供していくには、社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織づくりと、強固な財政基盤を構築し、市民と協働しながら施策を進めていくことが求められます。

加えて、本市においては、**北陸新幹線小浜・京都ルート早期全線開業**に向けた取り組みを推進しており、未来に向けた新たな投資を可能とする体力ある市政運営が必要不可欠であると考えています。

そのためには、先進的なICTを活用するスマート自治体への転換や、近隣市町と共通する課題に対応する広域連携などで効率化を図り、老朽化する公共施設の集約や再配置など、戦略的にダウンサイ징を進めていく必要があります。

これまで本市が取り組んできた市民協働をさらに進め、ICTや広域連携に取り組み、生産性の向上や行財政資源の集中により、長期的な視点に立った持続可能な行財政運営をめざします。

### ■基本方針

長期的な視点に立った持続可能な行財政運営をめざし、「第6次行財政改革大綱」および「行政経営プラン」に基づく各種施策に取り組みます。

《第6次行財政改革大綱の基本理念》  
「時代の変化に対応した持続可能な行財政運営」

### ■施策の体系





## ■取組内容

### 第1号 簡素で効率的な行政体制の確立

- 意欲の高い人材の確保・育成等を推進し、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を構築するとともに、部局横断的な対応など、関係部署間の連携強化を図ります。
- 公共サービスの質を向上させるため、民間委託や指定管理者制度の導入、民営化の推進など民間企業のノウハウや経営感覚を活用するとともに、業務の効率化を図ります。
- 行政手続きのオンライン化による市民サービスの向上や、行政事務においてＩＣＴ（情報通信技術）などの先端技術を活用した効率的な行政運営に取り組むとともに、非常時における危機管理対応へのＩＣＴ活用等を推進します。
- 業務の見直しを図るとともに業務量等に見合った適正な職員配置を行い、職員の定数管理の適正化を図ります。

### 第2号 市民協働および広域連携の推進

- 情報発信を強化するとともに、公正で透明性のある行政経営を推進します。
- 市民参加のまちづくりを積極的に進めるため、協働のまちづくりをリードする人材の育成に取り組みます。
- 広域的な視点に立って、様々な分野で近隣市町と連携し、スケールメリットを活かしたサービスの質の向上、コスト削減を図ります。
- まちづくり団体、大学等と連携し、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図ります。

### 第3号 持続可能な財政運営

- 中期財政計画を策定し、持続可能な財政運営に取り組みます。
- 自主財源の確保および受益者負担の適正化に取り組みます。
- 本市の歳入水準に見合った歳出構造への転換を図るため、総人件費の縮減を行うとともに、事務事業の戦略的な縮小・廃止や公共投資等の重点化・平準化に取り組みます。
- 老朽化が進む公共インフラの長寿命化に取り組むとともに、将来の人口動態や施設の利用状況等を踏まえ、公共施設配置の最適化を図ります。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、市政に常に关心を持ち、自分たちの住むまちを自分たちで良くしていくという、まちづくりへの参画意識を向上し、それぞれの特性に応じた役割と責任の分担に努めます。

行政は、市民の視点に立った成果重視の行政経営を推進することにより、市民との信頼関係の構築に努めるとともに、「第6次行財政改革大綱」および「行政経営プラン」に基づき、各種の取り組みを推進していきます。

## 第3節 さらなる地域力の向上

### 第1項 市民主役のまちづくり



#### ■現況と課題

市内全地区にまちづくり協議会が設立され、多くの地域住民の参画のもと、地域課題の解決につながる事業等に取り組んでいます。

市民活動団体等においては、市の「みんなで潤う☆小浜づくり事業」や「夢づくり市民活動支援事業」等を活用し、環境美化や観光、福祉に関することなど、地域貢献活動に取り組む団体が多くあります。

事業者においては、産業活動や商業活動のほか、清掃活動への参加やまちづくり協議会と連携した地域づくり活動に取り組むなど、積極的に地域貢献を行う事業者が増えてきています。

行政は、情報交換会等を開催し、まちづくり協議会間の連携強化に取り組んでいますが、まちづくり協議会と市民活動団体との結びつきが弱いことから、市民・団体・事業者が持つ「地域力」を効果的・効率的に結びつける必要があります。

今後、持続可能なまちを形成するためには、それぞれのまちづくり活動への参画意欲を向上させ、「地域力」をさらに高めていくことが不可欠です。また、まちづくり協議会や市民活動団体等においては、参画する市民や活動内容等が固定化の傾向にあるほか、リーダーや後継者不足等も課題となっていることから、リーダーや後継者の育成等に取り組む必要があります。

#### ■基本方針

これまで進めてきた「協働のまちづくり」の取り組みを継承するだけでなく、さらに多くの市民が地域づくりを自分ごととして捉え、まちづくり協議会をはじめ、NPOや市民活動団体、各種団体等の活動に積極的に参画し、自分たちがまちづくりの主役であるという認識を持ち、地域課題の解決に向けた活動に主体的に取り組んでいきます。

こうした地域課題の解決に向けて、市民が主体的に取り組む活動を支援するなど、市民主役のまちづくりをめざします。

#### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
市民提案事業件数	市民および団体が主体となった企画提案・実施事業の件数	9件	12件	14件



## ■施策の体系

第1項 市民主役のまちづくり ————— 第1号 市民主役のまちづくり

## ■取組内容

### 第1号 市民主役のまちづくり

- 【市 民】協働のまちづくりの理念をもとに、市民一人ひとりが地域づくりを自分ごととして捉え、まちづくり協議会などの活動に積極的に参画していきます。
- 【団 体】引き続き、地域貢献活動に取り組んでいくとともに、今後も継続して活動が行えるよう、リーダーや後継者の育成に努めます。
- 【事業者】引き続き、地域貢献活動に取り組んでいくとともに、まちづくり協議会等の各団体と連携した活動に取り組むよう努めます。
- 【行 政】まちづくり協議会やN P O、市民活動団体等の活動が継続できるよう引き続き支援していくほか、市民・団体・事業者が持つ「地域力」を結集させるコーディネーター（調整・統括役）としての機能を強化します。また、各種まちづくり等に関する計画などの策定について、策定初期の段階から市民が参画する機会を確保します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、それぞれがまちづくりの主役であることを常に意識し、各々が持つ「地域力」を高め、発揮するよう努力します。

【市 民】すべての市民を指します。市民は、次に掲げる「団体」「事業者」「行政」にも属しています。

【団 体】集落や地区といった地域の団体、子ども会や婦人会、老人会といった各種団体、サークルやボランティア団体、非営利団体（N P O）等を指します。

【事業者】利益を目的とした事業活動を行う企業等の法人や個人経営者等を指します。

【行 政】市役所、公立学校、警察、消防、公立病院などの公共機関を指します。

## 第2項 協働・コミュニティ活動の活性化



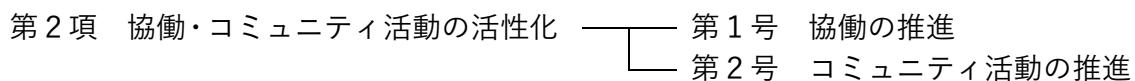
### ■現況と課題

令和4（2022）年度まで、まちづくり協議会は、公民館を拠点に活動していましたが、地域の課題解決に取り組むまちづくり協議会等の活動がますます活発になる中、従来の公民館のまでは社会教育法の目的以外（収益事業等）の事業について制約を受けるなど、活動の幅が制限されることから、令和5（2023）年度から、社会教育施設としての機能を維持しつつ、各地区のまちづくりの拠点施設として、全12地区的公民館をコミュニティセンターに移行しています。

### ■基本方針

協働のまちづくりを推進する施策の一つとして、各地区にまちづくり協議会を設立しました。コミュニティセンターを活動拠点として、多くの市民や団体等が参画し、地域課題の解決につながる事業等に取り組んでいます。引き続き、まちづくり協議会や各団体等が活動しやすい体制を構築し、活性化を図るとともに、リーダーや後継者の育成、情報の積極的な発信や対話集会を含め広く市民のアイデアを収集するなど、さらなる協働のまちづくりを推進していきます。

### ■施策の体系





## ■取組内容

### 第1号 協働の推進

- まちづくり協議会等の活動の継続に向け、研修会の開催等、リーダーや後継者などの人材育成ならびに市民の意識醸成に努めます。
- 引き続き、広報おばまや市公式ウェブサイト、CATVなど様々なメディアを活用し、市政情報やまちづくりに関する情報を発信していきます。
- 市長との対話集会、出前講座、パブリックコメントなどをはじめ、インターネットなど各種メディア・ツールを活用し、市政に対する意見やまちづくりに関するアイデアなどを積極的に収集し、反映させていきます。

### 第2号 コミュニティ活動の推進

- コミュニティセンターにおいて、まちづくり協議会や各種団体、地域住民の活動を推進し、持続的な地域運営体制の構築を促すなど、地域力の向上につなげます。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、まちづくりについて常に関心を持つとともに、まちづくり活動に積極的に参画します。  
事業者は、市民・団体・行政が行うまちづくり活動に積極的に協力します。  
行政は、市民・団体・事業者が協働のまちづくりに効果的に取り組めるようサポートするとともに、市政情報やまちづくりに関する情報の提供、また、情報の収集に努めます。

## 第3項 ダイバーシティ社会の実現



### ■現況と課題

平成14（2002）年に「小浜市男女共同参画推進条例」を制定し、その条例を実効あるものにするため「小浜市男女共同参画基本計画」を策定しました。その計画に基づき施策を実施し、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。しかし、性別による固定的な役割分担意識や慣習がまだ残っています。

性的マイノリティ<sup>27</sup>など、性の多様性を認め合うなど、一人ひとりが個性と能力を十分に發揮できる共生社会の実現をめざし、引き続き意識の改革に取り組む必要があります。

また、仕事や家庭生活・地域生活など、社会のあらゆる分野の活動に誰もが参画し、活躍していくため、ワーク・ライフ・バランス<sup>28</sup>を実現できる環境の整備に努めていくことが必要です。

令和6年（2024）3月には、北陸新幹線が敦賀まで開業し、交流人口の増加をめざす本市においては、多様な人種、国籍、文化など、グローバル化への対応が求められています。

### ■基本方針

北陸新幹線が敦賀まで開業し、交流人口の増加に伴い、本市においても更なるグローバル化が進むと予測されます。

「小浜市男女共同参画基本計画」に基づく取り組みをはじめ、一人ひとりの人権が尊重され、ともに心豊かに生きる社会の実現に向け、すべての人がそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるようダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みを進めます。

### ■施策の体系

第3項 ダイバーシティ社会の実現

— 第1号 男女共同参画社会の推進  
— 第2号 多様な文化の共生

<sup>27</sup> 性的マイノリティ | 同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者（トランスジェンダー）など、性的少数派のこと。

<sup>28</sup> ワーク・ライフ・バランス | 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。



## ■取組内容

### 第1号 男女共同参画社会の推進

- 性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や価値観を認め合う社会をつくるため、固定的な役割分担意識や慣習の見直しなど、意識改革に努めます。
- 家庭・地域社会・職場などあらゆる分野で、誰もが個性や能力に応じて活躍することができるよう、重要な事項を決定する場での女性の参画などを促進します。
- 誰もが均等な雇用機会を保障され、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりに取り組みます。また、在宅勤務など多様な働き方の啓発に取り組みます。
- 誰もが健康で安心して生活することができ、生きがいを持っていきいきと過ごせるよう環境整備を行います。
- DVなどあらゆる暴力を根絶するため、誰もが安心して相談できる体制を充実し、関係機関が連携して困難な状況を抱えた人を支援していきます。また、防災施策に男女共同参画の視点を取り入れ、災害対応力を強化していきます。
- 市民や団体、事業者に向けて男女共同参画に関する意識啓発や情報発信に努めます。また、第3次おばま男女共同参画プランの実施状況を検証します。

### 第2号 多様な文化の共生

- 社会のグローバル化に伴い、多様化する国籍、人種、文化にかかわらず、ともに心豊かに生きる社会の実現に向けて、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を發揮し、多様な文化が共生できる社会の実現に向けた取り組みを進めます。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、それぞれの立場で、家庭、地域、職場などあらゆる分野で、性別・国籍・人種等にかかわりなく誰もが個性や能力を發揮し活躍できる社会をめざし、意識改革や環境整備に努めます。行政は、市民・団体・事業者・関係機関との連携を図りながら、実効性のある施策を推進します。





# 第1章 新たな時代を担う人を育む まちの実現

## 第1節 生涯食育の推進

第1項 生涯食育 ★

## 第2節 子育て環境の充実

第1項 子育て支援 ★★

## 第3節 学校教育の充実

第1項 幼児教育

第2項 学校教育

## 第4節 社会教育の充実

第1項 社会教育 ★

第2項 人権教育

第3項 スポーツ

(★目標・指標を設定)



# 第1節 生涯食育の推進

## 第1項 生涯食育



### ■ 現況と課題

令和3（2021）年度に策定した食のまちづくり計画（第4次小浜市食育推進計画）に基づき、市民一人一人の身心の健康に対する食育「個人に対する食育」と、食関連産業の人材育成や食育ツーリズムなどの「地域経済のための食育」双方向からのアプローチにより、市民および地域全体の「ウェルビーイング<sup>29</sup>」を実現することをめざして取り組んでいます。

年に1回、食育推進会議を開催し、各分野の取組状況や目標値に対する現状などを報告しています。

食文化館においても、グループマーメイドやキッズ☆サポートなどの市民団体による各種料理教室や、伝承料理の土産づくり体験を開催しています。

また、学校教育においても校区内型地場産学校給食<sup>30</sup>をはじめ、地域の方の指導による体験学習を実施するなど、市民・団体に支えられた活発な活動が定着しています。

今後は、必要に応じて事業の効果の測定・検証を行い、食育推進計画を策定します。

### ■ 基本方針

本市は御食国歴史を背景に、「食のまちづくり」に取り組み、全国初の食をテーマとした「小浜市食のまちづくり条例」を制定しました。条例において、人づくりの観点から食育を重要な施策の一つとして位置づけ、その推進に努めてきました。その中で構築された本市独自の食育観<sup>31</sup>や「生涯食育<sup>32</sup>」の概念、それらを市民・団体・事業者との協働により推進していくしくみや、幼児の料理教室「キッズ・キッチン」など、特色ある各事業のノウハウは、本市の貴重な知的財産です。

今後も、「食育文化都市」として、すべての世代が健康で文化的な生活を送るとともに、食を通じて、伝承料理をはじめ、食と結びついた地域文化の継承・発展を図るため、「食育推進計画」に基づく生涯食育の推進に努めます。また、市民自らがこれらに誇りを持ち、さらなる特色的創出や発展につながることをめざします。

### ■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値		目標値 令和7年度	目標値 令和12年度
		令和6年度	令和7年度		
キッチンスタジオ利用者数	キッチンスタジオにて食の体験をした人数（延べ数）	2,203人	2,000人	2,400人	

<sup>29</sup> ウェルビーイング | 世界保健機関（WHO）では「身体的・精神的・社会的に良好な状態」と定義されており、小浜市の食育においては「食で人々の幸せと地域の豊かさが実感できるまち」と解釈している。

<sup>30</sup> 校区内型地場産学校給食 | 校区内（または隣接する校区）の生産者から野菜や米、あるいは水産物などの食材を直接学校給食に納入する、小浜市独自の取り組み。

<sup>31</sup> 食育観 | 一般的に、「食育」を健康や栄養という観点だけで捉えられがちだが、本市では食育体験学習を通して、人や環境を大切にする心、生命を尊び育む心、敬虔(けいけん)な心、さらに地域の食関連産業を支える人材育成など、人づくり全般の観点により重要視していること。

<sup>32</sup> 生涯食育 | 人は命を受けた瞬間から老いていくまで生涯、食によって育まれると考え、すべての年齢層を対象に事業を実施すること。

## 第1節 生涯食育の推進



## ■施策の体系

第1項 生涯食育 ————— 第1号 生涯食育の推進

## ■取組内容

## 第1号 生涯食育の推進

- 小浜市の食育推進計画に基づき、市民のライフステージに合わせた生涯食育事業を実施します。
- 全就学前児（年長児）、全小・中学生に対して、「キッズ・キッチン」や「ジュニア・キッチン」などの料理教室を開催し、食への関心や命の大切さや感謝する気持ちの体得を促し、健やかな人間性を育みます。
- 郷土料理教室などを開催し、各地区の特色ある食文化の継承を図ります。
- 保育園や小・中学校などにおいて、農林水産業体験や校区内型地場産学校給食などの食育活動を通して、子どもたちの地域の産業に対する理解や郷土愛を育みます。
- 市内でとれた新鮮でおいしい農水産物を使った学校給食を提供することにより、地産地消を推進します。
- 医療機関と連携した各種健診や健康に関する教室においては、市民の健康と食生活のつながりに関したきめ細かな指導やアドバイスを行います。
- 学校給食やキッズ・キッチンなどを通じて箸の正しい使い方の普及を図り、食のマナー向上、若狭塗箸の産地としてのPR、知名度の向上に努めます。
- 『元気食生活実践ガイド』を用いた講習会を開催し、市民の選食力、フードリテラシーの向上に努めます。
- 必要に応じて事業の効果を検証し、食育推進計画を改定します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、各食育事業に対し、単に参加するだけではなく、主体的に運営にも取り組みます。行政は、生涯食育の担い手として市民・団体等を継続的に育成し、市民運動としての食育の定着を図ります。

事業者・行政は、多様な観光客のニーズを捉え、食育と観光を結びつけた取り組みに努めます。

## 第2節 子育て環境の充実

### 第1項 子育て支援



#### ■ 現況と課題

保護者の就労状況の変化等により保育ニーズが多様化する中、保育園、認定こども園等の受け皿を確保するとともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。魅力ある体験活動を通した質の高い幼児教育や保育とともに、子どもたちが感性を豊かに働かせながら、より良い社会と幸福な人生の創り手となる力を身につけられるよう、教育・保育の一層の充実を図っていくことが大切です。

また、妊娠・出産・育児期の家庭では、子育ての不安や負担を抱え込んでしまうケースも考えられます。妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てができるよう、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施するとともに、地域全体での子育て支援が不可欠です。

核家族化が進展し、地域のつながりが希薄になる中、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感し、子どもが地域に溶け込んでいけるように、子育て家庭を支援していくことが必要です。

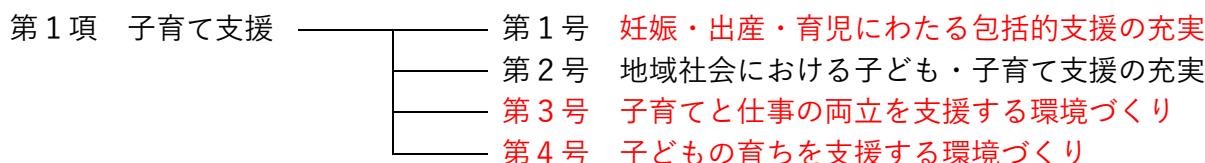
#### ■ 基本方針

本市の保育理念や本市の保育がめざす子どもの姿とも連動した、「子どもが健やかにすくすく育つまちおばま」～心も体も健やかで、豊かな感性をもったおばまっ子を育む～を基本理念とする「第3期 小浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき各種施策に取り組みます。

#### ■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
認定こども園への移行園数	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず子どもの受入れが可能な認定こども園へ移行する保育園数(特に「幼保連携型認定こども園」)	3園	5園	5園
地域子育て支援拠点事業施設数	地域子育て支援拠点事業を行う施設数	5箇所	7箇所	8箇所

#### ■ 施策の体系





## ■取組内容

### 第1号 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の充実

- 子育て相談窓口のワンストップ化を図るとともに、認定こども園をはじめとする子育て支援拠点施設との連携による相談体制の強化に取り組むなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。
- 子育てする保護者および家族が、妊娠・出産・**育児**について自ら進んで正しい理解を深め、その健康の保持増進に努めることができるよう、母性ならびに乳幼児に対する保健指導、健康診査等の措置をもって支援していきます。特に、食に関する知識と食を選択する力については、健康の保持増進、疾病予防、また豊かな人間性を育むことを目的に、その習得に対し積極的に支援していきます。

### 第2号 地域社会における子ども・子育て支援の充実

- 子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談体制の充実などが重要となります。子育てについて、**未入園児家庭への声かけや地区子育て教室など保健推進員の活動といった**、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう**健康管理センターでの**相談窓口の体制を充実します。また、保護者同士のつながりの支援も行っていきます。

### 第3号 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

- 安心して子育てできる社会づくりを進めるため、**健康管理センターを中心に**、妊娠、出産、**育児など**の各段階に応じたきめ細やかな相談体制を整え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- 性別にかかわらず、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、**事業所への啓発など働きやすい環境づくりや、多様で柔軟な保育サービスの提供、放課後児童対策による基盤整備**を図ります。

### 第4号 子どもの育ちを支援する環境づくり

- 心身ともに健やかな子どもの育成をめざし、保育園や認定こども園では、養護と教育とが一体となって保育が行われています。子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、主体性や豊かな社会性を育むための教育・保育内容を充実していきます。また、多様化し増加する保育・子育てニーズや公立保育施設の老朽化など、保育行政を取り巻く諸課題に対応するため、統廃合および民営化を進め保育施設等の適正配置を図ることとし、これらの取り組みによって、すべての子どもに適切で質の高い保育環境を提供します。
- 放課後などに、子どもが安全に伸び伸びと過ごせる居場所づくりを進めます。
- 父親を対象にした子どもとのふれあい活動を実施し、父慈が子育てに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、子どもは「将来の小浜を担う財産」という意識を常に持ち、子育て世代の求めるニーズを理解し、地域社会が一丸となって新たに築かれる家庭とその子育てに協力します。

団体・事業者は、子育て世代が安心して仕事と家庭を両立できる環境づくりに努めます。

行政は、安全・安心な子育て環境を整備するとともに、子育てに関わる情報提供や経済的支援を行います。

## 第3節 学校教育の充実

### 第1項 幼児教育



#### ■ 現況と課題

幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、魅力ある体験活動を通した質の高い幼児教育や保育とともに、子どもたちが感性を豊かに働かせながら、より良い社会と幸福な人生の創り手となる力を身につけられるようにしていくことが重要です。

また、就学前児童の保護者は、子どものしつけや子育てに係る経済的な負担など様々な不安を抱えています。少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化が進むにつれ、子どもや保護者が孤立することのないよう、身近な地域での相談の場の充実とともに、保護者同士が集う交流の機会や学習の機会を通じて、子育てに関する不安の軽減や知識の向上を図っていく必要があります。

#### ■ 基本方針

子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、心豊かに成長していくことができるよう主体性や豊かな社会性を育むための教育・保育内容を充実していきます。

また、保育園、認定こども園から小学校への円滑な接続をめざして、連携を強化するとともに、家庭における幼児教育を支援していきます。

#### ■ 施策の体系

第1項 幼児教育

—— 第1号 幼児教育の充実

—— 第2号 家庭における幼児教育支援



## ■取組内容

### 第1号 幼児教育の充実

- 身近な自然にふれ、感動する体験や遊びを通して、豊かな感性を育て、好奇心、思考力、表現力の基礎を培います。
- 身体を動かして遊ぶことを通して、遊ぶ面白さや楽しさ、心地よさを感じ、健康でたくましい身体と心を育てます。
- 保育士等の資質向上をめざすため、教育・保育に関する研修等を実施します。
- 研究会・講演会・交流などにおいて、保育教諭・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。
- 保幼小の連絡会や小学校との交流活動を通して、スタートカリキュラム<sup>33</sup>を作成し、話し合い、情報共有する中で、就学前の子どもがスムーズに小学校へ移行できるようにします。

### 第2号 家庭における幼児教育支援

- 幼児教育に関する悩みごと相談や保護者間の情報交換、交流活動、講演会の開催等を通じて保護者の役割と責任について認識を深め、家庭における教育力の向上に努めます。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

子どもが健全に成長していくためには、地域全体での子育て支援が不可欠であり、地域全体で子どもを育していくという意識を醸成し、子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感し、子どもが地域に溶け込んでいくように子育て家庭を支援していくことが必要です。

この実現に向け、市民・地域の声を幼児教育現場に取り入れ、時代のニーズに合った幼児教育に取り組みます。

<sup>33</sup> スタートカリキュラム | 小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム（学習計画）。

## 第2項 学校教育



### ■ 現況と課題

#### (小・中学校教育の充実)

児童生徒がこれから社会を生きていく上で、自分でものを考え、自分で決断し、未知の状況にも立ち向かっていく問題発見・解決能力を身につけることは、一層重要になってきます。

この資質・能力を児童生徒に育んでいくために、義務教育段階では、身近な地域や社会を教材として郷土愛を醸成しつつ、その中から問題を発見して学習課題を設定し、多様な人々と協働して問題解決に取り組んでいく探究的な学習の充実を図ることが必要です。

#### (教育施設および設備の充実)

老朽化が進む学校施設では、補修や更新を必要とする箇所が多くなってきており、児童生徒の学校生活に支障のない維持管理を継続していく必要があります。

また、少子化による児童生徒数およびクラス数の減少によって多様性や社会性の育成が危惧される一方で、ニーズの多様化や学びの個別最適化を考慮する必要性が示されている。

そこで、今後の学校統合再編を進めていくにあたっては、改めて、子どもにとって最適な教育環境はどうあるべきかを多面的に考えて再検証する必要があります。

#### (多様なニーズに応じた個別最適な学びの実現)

支援が必要な児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、健やかに育むため、行政・学校・家庭の連携強化を図り、個別のニーズに対応したきめ細やかな施策が必要です。

#### (高校・大学教育等との連携)

子ども一人ひとりが豊かな人生を生き、持続可能な未来社会の実現に貢献していくために必要な資質・能力は、幼児教育から義務教育、高等学校教育、大学教育を通して育まれていくものです。どの段階においても、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた質の高い教育が求められており、幼児教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育間の連携・接続の強化が重要です。



## ■ 基本方針

### (小・中学校教育の充実)

次世代を担う小・中学生が「挑戦する心」を育成、支援していくための教育を充実します。

次世代を担う小・中学生が「新しい時代に必要となる資質・能力」を「主体的・対話的で深い学び」を通して着実に育んでいくよう「児童生徒が主役の教育」をめざす3S学習を深化します。

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させるため、ICT教育<sup>34</sup>および対話を中心とした教育の充実を図ります。

学校と地域が協働して「社会に開かれた教育課程」を実現します。そして、児童生徒が地域の探究学習に取り組むことを通じて、主体的に社会と関わり、未来を切り拓く力を育みます。

### (教育施設および設備の充実)

学校施設の計画的な維持管理および更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

近年のICT機器の導入およびインターネット環境の整備等による児童生徒を取り巻く学習環境は大きく変化しており、適正な教育環境の確保に向けた再検証を行うとともに、地域住民の意向を踏まえ、今後の学校統合再編に取り組みます。

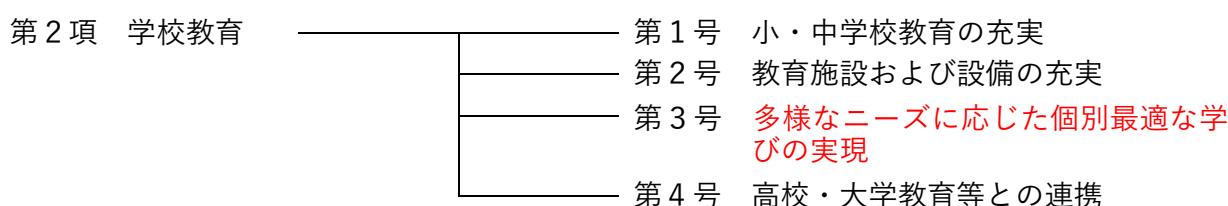
### (多様なニーズに応じた個別最適な学びの実現)

適切な就学の機会を保障するため、支援が必要な児童生徒および保護者のニーズに的確に対応し、学校および特別支援学校などの関係機関と連携し、特別支援教育の充実を一層進めます。

### (高校・大学教育等との連携)

小・中学校における「ふるさと教育」の拡充および「キャリア教育」における高校や大学などとの連携強化のほか、市内高校や県内外の大学生などが行う地域探究活動の充実など、児童・生徒・学生が段階に応じて取り組む教育活動を支援することにより、関係人口の創出や郷土愛の醸成に取り組みます。

## ■ 施策の体系



<sup>34</sup> ICT教育 | 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」（コンピューターやタブレット、インターネットなどのデジタル機器や技術）を活用した教育。

## ■取組内容

### 第1号 小・中学校教育の充実

- 児童生徒が新しい時代に必要となる問題発見・解決能力をはじめとした資質・能力を育んでいけるよう、**探究学習をより一層充実させ、「資質・能力の育成」**の観点に立った教育課程の編成を進めます。
- 「3S学習」におけるICT機器の活用を推進し、「みんなしらべ」における対話の指導力向上を図ります。
- 地域の良さを見つめ、郷土を愛する心を育てるふるさと教育や、これからの社会や地域のあり方と関わらせて、各自のキャリアデザインを描き「志」を高めていくキャリア教育の充実を図ります。
- 道徳教育や人権教育などを通して、子どもたちの「互いに認め合おうとする態度」や「自他の人権を守ろうとする態度」を育んでいきます。特に、人権教育推進の重点として、拉致問題理解学習に市内全小・中学校が取り組んでいきます。
- 児童生徒が生涯にわたり健康でたくましく生きていけるよう、「食」の教育を重視して望ましい生活習慣の確立を図るとともに、校区内型地場産学校給食を通して子どもたちの郷土愛を育みます。
- 英語教育・国際教育の機会と充実を図ります。
- 家庭地域学校協議会制度の充実を図り、児童生徒や保護者、地域とともに教育をつくります。

### 第2号 教育施設および設備の充実

- 老朽化が進む学校施設の長期的な維持管理、更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、**学校施設の長寿命化計画等を踏まえ、計画的に施設の大規模改修や長寿命化**を図ります。
- 一人1台端末や整備された通信環境を最大限に活用し、学校教育全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）による教育の質の向上を図ります。
- ICT機器を活用し効果的な学習を展開するため、**最先端のICTおよび3S学習に関する教員研修会の充実**を図ります。
- 将来の児童生徒数の想定およびICT機器等の有効活用により、今後再検証を行い、学校統合再編に取り組みます。

### 第3号 多様なニーズに応じた個別最適な学びの実現

- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、将来を見据えたより良い進路選択や学びが保障されるよう<sup>1</sup>に就学支援体制の強化を図り、個に対応したきめ細かな指導を進めます。
- 不登校児童生徒に対する指導や相談活動を適応指導教室などとの連携を図りながら充実します。
- 不登校やいじめなどの問題への対策として、カウンセリング体制を充実させ、いじめ等問題行動対策委員会の実施による多方面からの情報収集、連携を継続的に行います。

### 第4号 高校・大学教育等との連携

- 小・中学校のふるさと**探究学習やキャリア教育等の活動充実**のため、高校・大学との連携を進めます。
- 教員の交流等による資質・指導力向上を図るとともに、大学等研究機関との連携を強化することで、地域に根ざした特色と魅力ある教育をめざします。



(参考 3S学習とは)



### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

「より良い学校教育を通じてより良い社会を創る」という目標を、教育課程を介して家庭・地域・学校が共有していくことを重視します。特に、これから社会を創り出していく子どもたちが、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを教育課程において明確化し、三者が連携して育んでいく環境をさらに整えます。

教育課程の実施にあたっては、地域の人的・物的資源を積極的に活用した教育活動を重視するとともに、放課後や休日に多彩な学びや生活の場を提供する「子ども教室」等の充実などにより、地域の教育力の向上を図ります。また、家庭の教育力の向上についても、情報発信を強化するとともに、保護者同士の学び合う機会を充実させていきます。

## 第4節 社会教育の充実

### 第1項 社会教育



#### ■ 現況と課題

人生100年時代と言われる長寿社会を迎える地域社会においては、住民主体でこれらの社会環境の変化や課題に対応することが求められており、市民一人ひとりが家庭や地域社会での役割と責任を認識し、相互に連携して、地域を取り巻く諸問題の解決に取り組むことが必要となっています。

これらに対応するためには、地域課題等の解決に向けた学習機会を充実させることが重要であり、また、**あらゆる世代の**地域住民による主体的な活動を促進・支援する環境づくりやしくみづくりがより一層重要なっています。

様々な活動を展開している社会教育関係団体をはじめ地域団体においては、相互に運営の情報交換を行っていますが、ネットワークの強化と組織の拡大を図るために支援が必要です。

#### ■ 基本方針

すべての市民が夢と誇りを持ち、豊かでいきいきと暮らせる持続可能な活力ある社会を実現するため、地域住民との協働による社会教育の充実をめざします。

**コミュニティセンターにおいては、これまでの地域の社会教育活動の拠点**としての役割に加え、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割を充実させ、住民相互の交流を通じて環境・自然・伝統行事など、地域特性を活かしたまちづくりの活動を推進していきます。

地域においては、高校生や大学生を含む若い世代をはじめ幅広い年齢層から、より多くの住民の主体的な参加を得られるよう環境を整えるとともに、恵まれた地域資源を有効に活用した地域社会に根ざした事業の充実を図り、地域住民が持つ豊かな経験や知識・技術を活かせる場を創出します。

また、まちづくりに積極的に参画する社会教育関係団体をはじめ、地域団体を育成するため、市民意識の醸成に努め、**あらゆる世代の参画を促すとともに**、各種団体相互のネットワークの強化と、それぞれの団体における自主管理運営を促進するため、講座の開催等を通じて団体**や**地域をリードする指導者的人材育成を図ります。

#### ■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値		目標値
		令和6年度	令和7年度	
<b>コミュニティセンター講座の受講者数</b>	各 <b>コミュニティセンター</b> で開催した各種学級・講座の1年間の受講者数（延べ数）	2,286人	3,000人	3,000人

## 第4節 社会教育の充実



## ■施策の体系

第1項 社会教育	第1号 生涯学習の推進 第2号 活動拠点の充実 第3号 青少年の健全育成 第4号 地域づくりの推進 第5号 人材の育成および組織の強化
----------	---

## ■取組内容

## 第1号 生涯学習の推進

- すべての年代の市民が、生涯を通じて、社会教育、文化活動、レクリエーション活動等のあらゆる学習を、様々な場や機会において、自由に選択し、学ぶことができる社会を実現します。
- 地域住民と協働して、地域課題や住民のニーズに対応した各種講座・教室を開催します。
- ICT等の技術を活用したオンラインによる学習を推進するなど、学習機会を充実する方策を検討します。
- 大学や民間団体と連携・協力し、学習機会の充実と情報提供に努めます。
- 地域の自然・歴史・文化などについて知識を深め大切にすることにより、郷土愛を育みます。
- 地域の人材が持つ技能や経験を活かし、地域の活性化を図るとともに、新たな人材の掘り起こし等、持続的な地域の発展をめざします。

## 第2号 活動拠点の充実

- 生涯学習や地域づくり活動の拠点となる**コミュニティセンター**については、建築経過年数とともに老朽化が進んでいるため、計画的な改修や、耐震診断結果に基づく補強工事を行うなど長寿命化を図り、施設環境を整えます。
- コミュニティセンター**職員の資質の向上を図り、地域課題等を解決するための活動を促進・支援します。

## 第3号 青少年の健全育成

- 青少年の地域との関わりを深め、家庭・地域・学校と連携した青少年健全育成活動を推進します。
- 各教育機関、諸団体との連携のもと、研修会などにより家庭教育を充実します。
- 青少年愛護センター補導員による街頭補導の実施や有害情報の追放など、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。
- SNSやインターネットの適切な利用方法を啓発することで、犯罪やトラブル、いじめ、過度な使用による健康被害等の予防に努めます。

## 第4号 地域づくりの推進

- 地域づくりにおいては、地域住民全員が参画するよう努めます。特に、高校生や大学生を含む若い世代の地域づくりへの積極的な参画を促進します。
- コミュニティセンター**を拠点として、環境・自然・伝統行事など、地域特性を活かしたまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります。
- 地域住民が集う拠点施設として、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割を充実します。
- 地域づくりの中心となる**社会教育関係団体の育成および団体間の連携・協働を図ります。

## 第5号 人材の育成および組織の強化

- 市民・団体・事業者による社会教育活動を促進するため、青年層の参画や団体・地域をリードする指導者的人材確保、育成を図り、協働のまちづくりを推進します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、家庭や地域社会での役割と責任を認識し、互いに協力し合いながら生涯学習活動に取り組むとともに、社会教育活動の参画に努めます。

地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備に努めます。

事業者は、積極的に生涯学習の場を提供し、社会教育活動に参画するとともに、互いの連携を図り、住み良いまちづくりに努めます。

市民・団体・事業者は、地域資源を活かしたまちづくりをめざして、地域課題を見つけ出し、諸問題の解決に取り組みます。

行政は、市民・団体・事業者と連携し、協働できる環境をつくるとともに、コミュニティセンターを地域コミュニティの拠点として活用します。

## 第4節 社会教育の充実



## 第2項 人権教育



### ■ 現況と課題

私たちの周囲には、生まれや性別、社会的身分などに対しての不当な差別、子どもや高齢者に対する虐待、障がいのある人や外国人に対する偏見や差別、職場でのハラスメントなど、様々な人権問題があります。

また近年は、SNSやインターネット上の誹謗中傷や差別のほか、性的指向や性自認、感染症等への理解不足から生じる不当な差別・偏見・いじめなど、新たな人権問題も発生してきています。

誰もがお互いの人権を尊重し合う心豊かな明るい社会を実現するため、市民一人ひとりが人権意識を高めていく必要があります。

### ■ 基本方針

すべての市民が、不当な差別を受けず、また、人権を侵害されることなく、幸せに暮らしていけるまちづくりを進めます。

様々な人権問題に関する学習を通して、市民一人ひとりが正しい知識と人権意識を身に付け、お互いの尊厳と権利を認め合い、尊重し合える社会づくりをめざします。

### ■ 施策の体系

第2項 人権教育 ━━━━━━ 第1号 人権尊重の社会づくりの推進

### ■ 取組内容

#### 第1号 人権尊重の社会づくりの推進

- 全小・中学校において、道徳教育や人権教育を推進し、特に、拉致問題理解学習に重点をおいて引き続き取り組みます。
- **市民が人権問題を正しく理解するとともに、人権意識を身に付けるため、講演会や研修会等の実施による積極的な啓発に努めます。**
- 人権擁護委員による人権相談等の活動を支援します。
- 市内企業や事業者の積極的な人権教育を推進します。
- 未帰国の拉致被害者の早期帰国、特定失踪者の真相究明等、全面的な拉致問題の解決に向けた**取り組み**を行うとともに、拉致被害者・拉致被害者家族・特定失踪者に対する支援を継続します。

#### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、家庭・地域・職場においてお互いの立場を理解し、尊重し合える環境づくりに努めます。

団体・事業者は、あらゆる活動・事業の場を通じて、人権を尊重し、**豊かで安心できる社会**の実現に努めます。

行政は、**講演会や研修会の開催等**を通じて、市民一人ひとりの人権意識の向上に努め、差別のない明るい社会づくりを推進します。

## 第3項 スポーツ



### ■現況と課題

スポーツの振興は、市民の健康増進、青少年の健全育成、世代間交流等、様々な効果がある取り組みです。スポーツ参画人口を拡大するためには、市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」等、スポーツに自発的に参画する機会を創出することが必要です。

スポーツ競技者は、主に学校や企業内クラブ活動、地域の各種サークル活動等により育成されています。

スポーツ参画人口の増加と競技能力を向上するためには、指導者の役割が極めて大きいが、指導者不足が課題となっており、人材の育成と確保が急務となっています。

また、身近にある市内のスポーツ施設は、老朽化等により環境整備等が必要な箇所が増えています。

多様なスポーツに対応し、市民の取組意欲や体力・運動能力を高めるためには、施設の環境整備を計画的に実施するとともに、指導者等の人材育成に対しても支援が必要です。

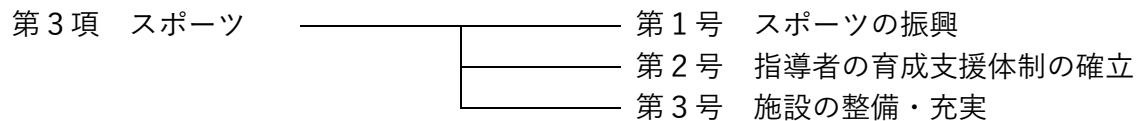
### ■基本方針

市民一人ひとりが気軽にスポーツを「する」「みる」「ささえる」と様々な形で参加できるように努め、スポーツ参画人口の拡大を図り、スポーツを活かしたまちづくりを推進していきます。

また、体力・運動能力を向上させるため、指導者をはじめとする人材育成に努めます。

市内のスポーツ施設については、利用者の安全確保を最優先とし、機能の向上を図りながら、身边にスポーツができる場所として市民のニーズに応じた効果的な環境整備に努めます。

### ■施策の体系



## 第4節 社会教育の充実

## ■取組内容



## 第1号 スポーツの振興

- 学校教育におけるクラブ活動や総合型地域スポーツクラブ等を支援することにより、競技スポーツの振興と強化を図ります。また、中学部活動の地域展開<sup>35</sup>を担う地域クラブに対して、必要な支援を行います。
- スポーツ振興を図るため、有能な選手の発掘や総合型地域スポーツクラブの育成支援に努めます。
- 誰もが平等にスポーツに参画できるよう、障がい者のスポーツ振興と環境づくりに努めます。

## 第2号 指導者の育成支援体制の確立

- スポーツ参画人口の増加と競技能力の向上には、指導者の役割は極めて重要であるため、講習会等への積極的な参加を促し、指導者の育成に努めます。
- 指導者人材を確保するため、必要な資格の取得に対して継続的な支援に努めます。
- スポーツが活発な企業やクラブの誘致に取り組みます。

## 第3号 施設の整備・充実

- 安全にスポーツに取り組めるよう、既存施設の管理体制を充実させ、効果的な環境整備を図ります。
- 学校体育施設を広く一般に開放することにより、地域におけるスポーツの振興を図るとともに、市民がスポーツを気軽に楽しめる機会を提供します。
- 施設のさらなる環境整備の充実を図り、大学や企業のスポーツクラブの誘致に取り組みます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、ライフステージに応じた運動やスポーツ活動を「する」とともに、スポーツ大会等を「みる」「ささえる」活動に努めます。

団体・事業者は、スポーツのイベントの開催や競技者および指導者等の育成を支援します。

行政は、競技者および指導者等の育成支援とスポーツ施設の計画的な環境整備に努めます。

<sup>35</sup> 中学校部活動の地域展開 | 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちが豊かで幅広い活動を行える機会を確保すること。





## 第2章 みんなが安全・安心に暮らせるまちの実現

### 第1節 安心して暮らせるまちづくり

第1項 防災 ★★★

第2項 交通安全

第3項 防犯

第4項 消費生活

### 第2節 健康づくりの推進

第1項 保健 ★★

第2項 医療

### 第3節 地域共生社会の実現

第1項 地域福祉

第2項 高齢者福祉

第3項 障がい者福祉

第4項 子どもを守る仕組みづくり

第5項 社会保障

(★目標・指標を設定)



# 第1節 安心して暮らせるまちづくり

## 第1項 防災



### ■現況と課題

地域防災力の強化のため、これまでの自主防災組織の結成に向けた普及・啓発だけでなく、結成済みの自主防災組織に対する組織強化に向けた取り組みも必要となっています。

そのためには、地域の防災リーダーの養成が不可欠であり、行政と自主防災組織の連携のほか、「小浜市防災士の会」のような市民が中心となって設立した団体とも連携し、地域の防災力向上につながる取り組みを推進していく必要があります。

また、いつ起こるか分からぬ大規模災害に備え、これまで水や食料等の備蓄物資や段ボールベッド、間仕切り、簡易トイレ等の防災資機材の整備、さらには同報系防災行政無線や緊急速報メール、防災メール等の住民への情報伝達手段の確立、移動系の通信網を活用した業務用トランシーバーの導入等、通信手段の確保などに取り組んできましたが、引き続き、市民が安心して暮らせる防災体制の強化を図っていく必要があります。

そのほか、災害時の被害軽減を図るために、地域防災計画に基づく各種防災マニュアルの策定や各種ハザードマップ<sup>36</sup>の作成等を進めてきましたが、それらに基づく行政から発信する避難情報といった防災情報に対して、市民が適切な行動がとれるよう防災意識の向上を図っていく必要があります。

また、住民が災害時に自らの判断で主体的に避難行動をとれるよう、市が各区における防災マップ<sup>37</sup>の作成を支援することにより、被害の未然防止や軽減を図っていく必要があります。

### ■基本方針

地球温暖化などの気候変動に伴うゲリラ豪雨や線状降水帯の発生、大型台風などによる災害や巨大地震その他の異常な自然現象による災害および原子力施設の事故による災害、さらにはテロなどの武力攻撃事態などによる被害を軽減するため、防災体制の強化や地域防災力の向上に努めます。

また、災害から市民の生命・身体および財産を守り、安全・安心に暮らせる生活環境を築くため、市民と行政が一体となり、自助、共助、公助による防災・減災に向けた取り組みを推進します。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
自主防災組織の結成団体数	自主防災組織の登録団体総数	136 団体	148 団体	148 団体
地域防災マップの作成団体数	地域防災マップを作成した自主防災組織数	37 团体	50 团体	148 团体
防災メール登録者数	市防災メールへの登録者数	2,160 件	1,900 件	3,000 件

<sup>36</sup> ハザードマップ | 災害の種別ごとの被害を予測した地図のこと。

<sup>37</sup> 防災マップ | 災害による被害の軽減や円滑な避難行動のために、地域が必要と判断する防災情報を分かりやすく加工し掲載した地図。

## 第1節 安心して暮らせるまちづくり

## ■施策の体系



## ■取組内容

## 第1号 自助、共助による防災の推進

- 自主防災組織に期待される役割は、大規模災害の発生時において住民同士の協力・連携による避難、避難生活に必要な活動、安否確認などの情報伝達、主体的な救助・救護などがあります。防災では、特に自助、共助が重要であることから、自主防災組織の結成や組織の強化・活性化に向けた普及・啓発に努め、行政と自主防災組織の連携を図ります。
- 地域の防災リーダーを養成するため、「小浜市防災士の会」と連携し、防災士資格取得者を増やすための取り組みのほか、自主防災組織のリーダーや防災士を対象とした研修会等を実施し、地域防災力の強化に努めます。
- 大規模災害が発生した際などに、災害ボランティアの活動拠点として設置される「災害ボランティアセンター」の運営に民間事業者等の協力が得られるよう、平時から研修会等を通じて連携を図ります。

## 第2号 防災体制の整備

- 突発的に発生することが予測される災害に備え、迅速かつ的確に対処できるよう、防災資機材や水、食料、生活用品などの物資の備蓄を計画的に進め、防災倉庫や避難所に配備します。
- 大規模災害時にあっても、行政として適切な業務執行ができるよう「業務継続計画」に基づき体制を整備し、また国や県、その他の外部機関からの応援をスムーズに受け入れるための受援体制を整備します。
- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の避難支援個別計画の策定に努めます。

## 第3号 防災対策の充実

- 避難所としても使用する公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、市民の生活基盤である木造住宅の耐震診断や耐震補強を促進します。
- 「地域防災マップ」、「マイ・タイムライン<sup>38</sup>」の作成や、洪水や津波等の各種ハザードマップを活用することにより、市民に平時より災害への備えを進めてもらえるよう、市政広報や出前講座等を通じて普及・啓発に努め、市民の防災意識の向上を図ります。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、「自分の命は自分で守る」という自助、「周りの人たちと助け合う」という共助の精神に基づき、平時から災害に対して十分に備えるとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対処できるよう、防災意識の向上に努めます。

また、自主防災組織や区において情報伝達訓練を実施する等、災害時にどういった行動をとるのか地域で確認するなど、地域防災力の強化に努めます。

市民・団体・事業者は、行政等が計画する研修会・防災訓練に参加し、災害対策に関する正しい知識や技術の習得に努めます。

市民・団体・行政は、お互いに連携し、平時から地域の災害時要配慮者の把握や災害時における救助・災害医療体制の確立に努めます。

<sup>38</sup> マイ・タイムライン | 住民一人ひとりがとる標準的な防災行動を、時系列的に整理した防災行動計画のこと。

## 第2項 交通安全



### ■現況と課題

近年、交通死亡事故や人身事故の発生は減少傾向にありますが、高齢者や子どもが被害者となる悲惨な事故は現在も発生しています。

このため、交通安全協会等の関係機関と緊密な連携を図りながら各年齢層に応じた啓発活動を推進して、市民一人ひとりが交通マナーや危険予知に対する意識をさらに高める必要があります。

中でも、令和7（2025）年には、いわゆる団塊の世代全員が75歳以上となることで、高齢者に起因する事故の発生割合が高まることが予想されるため、高齢者を重点的に意識啓発する必要があります。

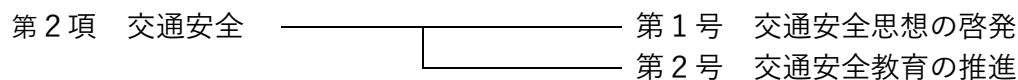
さらに、自転車利用時における交通違反への青切符導入や、生活道路における自動車の法定速度引き下げなど、近年の道路交通法などの改正に対応した、交通安全のための情報や知識を習得することも重要です。

### ■基本方針

交通事故のない安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりに向けて、幼児、児童、生徒、高齢者に対する交通安全教育のさらなる充実を図るとともに、関係団体との緊密な連携のもとに、家庭や地域における交通安全思想の普及・啓発を推進します。

また、体験型交通安全教育の充実を図るとともに、若年、壮年層に対して、高齢者や幼児等の保護対象の理解を深める活動を推進します。

### ■施策の体系



## 第1節 安心して暮らせるまちづくり



## ■取組内容

## 第1号 交通安全思想の啓発

- 交通安全の普及を促進する各種団体との緊密な連携のもとに、重大な交通事故に直結する可能性が高い飲酒運転、速度超過、信号無視等の悪質な交通違反の根絶に向け、家庭や地域等における交通安全思想を普及します。
- 自転車利用における交通ルールの遵守やマナーの徹底について啓発します。
- 生活道路における自動車運転時の交通ルールや法定速度の遵守について啓発します。
- 高齢者運転免許自主返納支援事業を通じて、高齢者が当事者となる交通事故の抑止に努めるとともに、全年齢層に対する総合的な交通安全対策を推進します。

## 第2号 交通安全教育の推進

- 幼児・児童・生徒の交通安全意識を醸成するため、交通安全指導員による保育園や幼稚園、小・中学校における体験型交通安全教室および小浜市交通指導員による街頭での交通安全指導等を推進します。
- 高齢者が関係する交通事故の対策として、各地区における各種集会やふれあいサロンにおいて、交通安全指導員などが交通安全教室を実施するなど、高齢歩行者や高齢運転者への交通安全教育を重点的に推進します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、交通安全や新しい交通ルールに対する理解をより一層深めるため、交通安全講習会等への積極的な参加に努めます。

市民・団体・事業者は、自主自立で、交通安全意識の高揚に取り組みます。また、家庭や地域において飲酒運転をはじめとする悪質運転を許さない社会をつくり、交通事故の根絶に取り組みます。

行政は、若狭交通安全協会小浜支部等の交通安全対策を推進する各種団体が、事故抑止に向け思想の普及を円滑に取り組める環境づくりを支援します。また近年の道路交通法などの改正に対応した、啓発活動を行います。

## 第3項 防犯



### ■現況と課題

本市では刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、県内においては子どもに対する声かけ事案や女性が被害者となる犯罪の発生のほか、「特殊詐欺」や「SNSを利用した詐欺」などの発生と、その巧妙化が進んでいます。また、全国的にも重大な結果に至る凶悪犯罪の発生が認められる状況にもあります。

このため、防犯隊等の防犯関係団体が警察と連携して自主防犯活動を推進し、犯罪のない安全で安心できるまちづくりを進める必要があります。

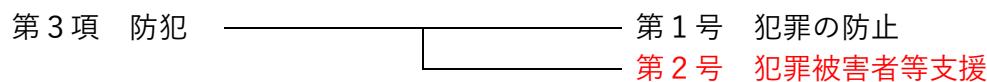
### ■基本方針

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちをめざします。

また、近年の犯罪は、全国的に凶悪・巧妙・低年齢化、広域化の傾向にあることから、防犯隊のパトロール等の自主防犯活動を推進するとともに、「特殊詐欺」や「SNS・インターネットを利用した犯罪」等の新たな課題についても留意し、犯罪のないまちづくりに向けて地域の防犯力向上を図ります。

また、犯罪の被害等により、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復および軽減を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ります。

### ■施策の体系



## 第1節 安心して暮らせるまちづくり



## ■取組内容

## 第1号 犯罪の防止

- 子どもや女性に対する声かけ事案や街頭犯罪の発生を抑止して、犯罪のない安全で安心なまちをめざすため、防犯隊のパトロール活動等、自主防犯組織による積極的な犯罪抑止活動を推進します。
- 県民や県内の団体・事業者が取り組んでいる「夕方見守り運動<sup>39</sup>」等の自主防犯に係る諸活動を推奨するとともに、「特殊詐欺」や「SNS・インターネットを利用した犯罪」等被害防止の広報啓発を積極的に行い、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- 区等が設置する防犯カメラについて、その設置費用の一部を補助することで、地域の防犯力の向上を図ります。

## 第2号 犯罪被害者等支援

- 犯罪被害者等に対し、相談や情報提供、見舞金の支給など必要な支援を総合的に行います。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

## 【第1号】

市民は、「夕方見守り運動」等の趣旨を理解し、積極的な実施に努めます。  
団体・事業者は、防犯パトロール等の自主防犯に係る諸活動を積極的に推進します。特に、PTA、教員、防犯隊による合同パトロールを実施するなど、犯罪や少年非行の防止に努めます。  
行政は、防犯隊やPTA等が一体となって活動できる環境整備や、地域の防犯力向上のための支援に努めます。

## 【第2号】

市民・団体は、犯罪被害者等が置かれている状況および支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう配慮するとともに、市や関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力します。

事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めます。  
行政は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、支援体制の整備ならびに関係機関等との連携を図ります。

<sup>39</sup> 夕方見守り運動 | 子どもの声かけ事案が発生しやすい夕方に大人が誘い合って、屋外で作業する、散歩する等を心がけ、地域ぐるみで子どもを守り育てる運動。

## 第4項 消費生活



### ■現況と課題

近年、デジタル化の進展により、消費者は、より多くの情報に触れる機会が増え、商品・サービスの選択や購入を容易にするなど、利便性が大きく向上しています。一方で、SNS やインターネットを利用したトラブルが増加するなど、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、特殊詐欺や悪質商法の手口はますます巧妙化しており、これらによる消費者トラブルは年代を問わず、後を絶たない状況です。

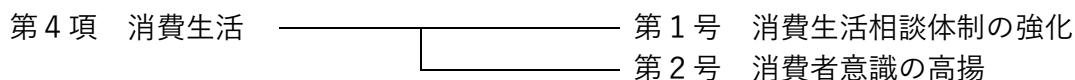
このように複雑化・多様化した消費者問題に対し、市民の安全・安心を確保するため、消費者の視点に立った効果的な情報提供や消費者支援が必要です。

### ■基本方針

消費者トラブルを未然に防止し、その安全を確保するため、複雑化、多様化および高度化する消費者問題に的確に対応できるよう、相談員の資質向上に努め、消費生活相談体制の強化を図ります。

また、消費者が的確な判断と行動ができるよう、その必要な知識や情報の普及・啓発に努めます。

### ■施策の体系



## 第1節 安心して暮らせるまちづくり



## ■取組内容

## 第1号 消費生活相談体制の強化

- **複雑化、多様化および高度化**する消費生活相談に的確に対応できるよう、相談員の資質向上に努めるとともに、福井県嶺南消費生活センター等の関係機関と連携を強化し、迅速かつ的確に消費者**トラブル**の救済を図ります。
- PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用し、相談業務の効率化を図ります。

## 第2号 消費者意識の高揚

- **消費者トラブル**を未然に防止できる、正しい知識を持った「自立した消費者」を育成します。
- 消費生活講座や出前講座を開催し、被害にあわないための知識の普及や情報提供を行います。
- くらしのアドバイザーや消費生活モニターから**地域の消費者トラブル**に関する情報を集約し、悪質商法等の情報提供を積極的に行い、消費者意識の高揚を図るとともに、**トラブル**の未然防止と早期発見に取り組みます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、自らが消費者として、自己の責任で的確な判断や責任ある行動がとれるよう、正しい知識を備え、実践できる「**自立した消費者**」をめざします。また、消費者としての自己啓発および消費者意識の醸成・高揚に努めます。

行政は、くらしのアドバイザーや消費生活モニター等と連携して**啓発活動や出前講座を開催する**など、消費者意識の普及・啓発に努めるとともに、**消費生活相談体制の強化**に取り組みます。

## 第2節 健康づくりの推進

### 第1項 保健



#### ■現況と課題

医療技術の進歩や保健・医療体制の整備、生活環境の向上等を背景に、平均寿命は伸びていますが、生活スタイルや食生活の変化、運動不足、ストレス等により、子どもの成育への影響、若い年齢層からの生活習慣病の発症、早期高齢者のフレイル<sup>40</sup>や認知機能低下など、年齢に応じた多様な健康課題が生じています。

どのライフステージにあっても、年代に応じた豊かな生活を送るための土台となる心身の健康を維持、継続するための健康的な生活習慣が重要であり、個人、家族、地域の中で、健康の保持増進に取り組むための支援や体制、環境の整備が必要です。

多くの方が罹患し、重症化が考えられる疾患の中には、長期間自覚症状がない疾患も多くあります。早期に変化を見出し、要因となる行動を修正したり、軽症である間に治療を受けるためにも、年齢に応じた必要な健康診査等が受診できる体制を整備し、受診率の向上を図ることが重要です。

さらに、健診結果等で個人や地域の健康課題を明らかにし、その改善に向けて、相談、保健指導、健康教育等を行う体制の充実、マンパワーの確保と関係機関との円滑な連携体制の構築が必要です。

#### ■基本方針

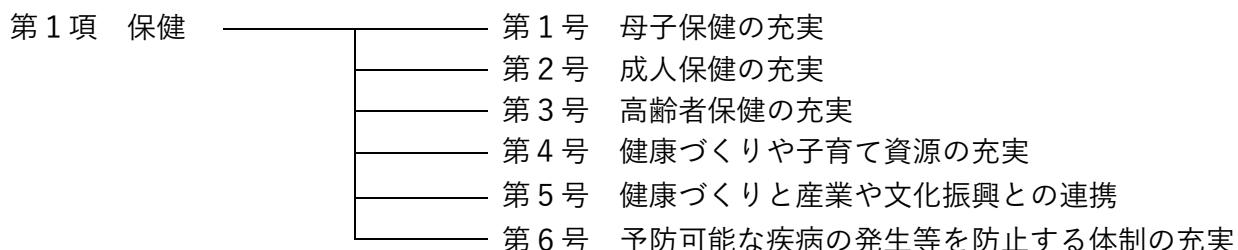
豊かな食文化や自然環境を活かした健康づくりを推進します。また、健康管理センターを中心に、医療、福祉、産業、文化、教育、環境等の包括的な連携強化を図り、すべての市民が心身ともに豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。

ライフステージに応じた成長発達と心身の健康の保持増進を支援するため、健康診査、各種検診等を受診することの必要性を啓発するとともに、健康教育や健康相談等の保健事業の充実を図りながら、市民の自主的な健康づくりを促進します。

#### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
ふれあいサロン設置区数	ふれあいサロンを設置している行政区数	116 区	117 区	119 区
健康寿命年齢	心身ともに自立し、健康的に生活できる寿命の平均年齢 出典：福井県健康政策課	男性 79.75 歳 女性 83.02 歳 (令和4年度)	男性 78.9 歳 女性 83.5 歳	男性 79.0 歳 女性 83.6 歳

#### ■施策の体系



<sup>40</sup> フレイル | 加齢により心身が老い衰え、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間のこと。

## 第2節 健康づくりの推進



## ■取組内容

## 第1号 母子保健の充実

- 保護者が、子ども自身が持つ「育つ力」を信じながら健全な成長を促す育児ができ、また、子どものからだのしくみや成長過程を理解し、子どもの様子を見通して子育てできるよう、妊娠期からの健康診査、子育て相談、各種教室等の母子保健事業を通して支援します。

## 第2号 成人保健の充実

- 自覚症状のない生活習慣病の発症や重症化を予防するため、成人期の市民が健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、健康的な行動への生活改善に取り組むことができるよう、特定健診、健康相談、健康教育等の健康づくり事業を通じて支援します。

## 第3号 高齢者保健の充実

- 慢性疾患等何らかのからだの不調を抱えながらも重症化することなく、自立した生活がより長く継続できるよう、身体的、精神的、社会的な健康の保持に向けて、保健、医療、福祉その他関係機関が連携し、一体的な健康づくりと生活を支援します。

## 第4号 健康づくりや子育て資源の充実

- 地域の健康づくりや子育てに関する支援組織・グループ等の結成と活動を支援し、市民が地域で仲間とともに健康づくりや子育てに取り組めるよう、社会資源の充実に取り組みます。

## 第5号 健康づくりと産業や文化振興との連携

- 豊かな食文化や自然環境を活用して自然に健康づくりに取り組めるよう、産業や文化等の地域資源に健康ポイント等のインセンティブを付加するなど、日々の暮らしの中で、健康づくりに取り組みやすいしくみをつくります。

## 第6号 予防可能な疾病の発生等を防止する体制の充実

- 新型コロナウイルス等を含む種々の感染性疾患や生活習慣病など予防的対策が可能な疾患について、その発症や重症化などに際して個人、家族、地域への影響が最小となるよう、予防的対策の実施に取り組みます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、自らと家族等の成長発達や健康に対する関心と理解を深め、健康状態を自覚するとともに、その保持増進に努めるため、各種健康診査や保健事業等を積極的に活用します。

団体・事業者は、地域や組織内において、所属する人員の健康づくりに取り組むとともに、健康的な食生活や身体活動に取り組みやすい社会の実現に向けて、団体等の強みを活かした社会貢献の取り組みを進めます。

行政は、すべての市民が健康にいきいきと暮らせるよう、健康意識を高める啓発活動や必要な健康診査、相談等の体制を整えるとともに、保健、医療、福祉、教育機関のほか、産業や文化施設、各種団体、事業者等と連携し、日々の暮らしの中で、健康づくりに取り組めるしくみづくりに努めます。

## 第2項 医療



### ■現況と課題

杉田玄白記念公立小浜病院は、若狭地域の基幹病院として主要な診療科を備え、急性期から慢性期に至るまで幅広い医療を提供しており、新型コロナウイルス等の感染性疾患や原子力災害にも備えた高度な診療体制を有しています。

また、地域の2次、3次医療を担う一方、小浜医師会と連携し、休日や時間外の救急診療、およびへき地医療拠点病院として、無医地区の巡回診療を行っています。

一方、地域の診療所等においては、診療の専門があるものの、どの診療所においても地域のかかりつけ医としての診療を実施しており、地域の1次医療を担っています。

これからの医療体制としては、人口構造の変化や地域の医療介護ニーズに即し、患者の病状に見合った場所で、その状態にふさわしい医療を受けられる体制の整備、急性期から在宅医療まで総合的に診療するかかりつけ医の確保、かかりつけ医と保健、介護、福祉等生活を支える関係機関との連携体制が必要となってきます。

また、**新型コロナウイルス感染症については「5類感染症<sup>41</sup>」へ移行しましたが、新たな変異株の出現などにより感染拡大を繰り返す懸念があるほか、今後は新たな感染症の発生やまん延が危惧されており、発生の際に速やかな対応ができるよう、平時からの保健と医療の連携が大切です。**

### ■基本方針

生活習慣病やフレイル、認知機能低下など慢性疾患や心身の不調を抱える高齢者が多い中、住み慣れた地域で健康に暮らしていくためには、医療だけでなく保健福祉を含めたサービスが切れ目なく、総合的に提供される必要があります。

様々な医療や介護ニーズに対応し得る保健・医療・介護等の切れ目のない一体的な提供体制を整備し、どのような健康状態にあっても、心身ともに豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。

市民の健康と生活を守るために、地域医療の提供体制の充実を図るとともに、病院と診療所の機能分化や各種健診事業、健康教室等の保健事業について、かかりつけ医との連携強化に取り組みます。

また、**今後の新たな感染症に対して、その感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護できるよう、国、県および医療機関と連携して検査や治療の充実を図るなど、必要な対策を速やかに講じます。**

<sup>41</sup> **5類感染症** | 感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

## 第2節 健康づくりの推進



## ■施策の体系

- |        |  |                         |
|--------|--|-------------------------|
| 第2項 医療 | <hr/> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 10px;"></div> | 第1号 地域医療体制の充実と連携の強化     |
|        |  | 第2号 かかりつけ医、かかりつけ薬局制度の推進 |

## ■取組内容

## 第1号 地域医療体制の充実と連携の強化

- 市民が適切で利用しやすい医療を継続的に受けることができるよう、杉田玄白記念公立小浜病院と地域の医療機関において保健、福祉、介護等の連携を強化します。
- 医療や保健福祉に係る連携会議等において、市民の健康診査結果や医療、介護、福祉に係る統計データ等を共有し、市民が地域で健康に暮らせるための対策や支援を協議・検討していきます。

## 第2号 かかりつけ医、かかりつけ薬局制度の推進

- 医療の機能分化とかかりつけ医、かかりつけ薬局の制度を推進し、市民の医療や薬剤重複による医療負担、健康被害を抑制するとともに、些細な健康不安や不調にあっても安心して相談できる医療者の確保につなげます。
- 自覚症状が少ない生活習慣病等の慢性疾患では、必要な医療や服薬を中断したり、生活状況の変化による心身への影響から、重症化してしまう場合も多いため、健診や保健指導等の保健情報をかかりつけ医と共有する体制を構築し、保健と医療の連携のもと、健康と生活を支援します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、症状や病状に応じた適切な受診のあり方を学習し、かかりつけ医やかかりつけ薬局の確保と地域の医療を守るよう努めます。

行政は、市民のかかりつけ医、かかりつけ薬局の確保を推進し、医療機関の機能分化を図りながら、市民に安全・安心で適正な医療の提供に努めます。

## 第3節 地域共生社会の実現

### 第1項 地域福祉



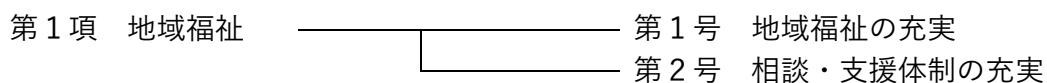
#### ■現況と課題

少子高齢化や核家族化、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、地域社会を取り巻く環境が変化し、社会的孤立が問題となるなど、互いに支え合う機能が弱まりつつあります。さらには、市民が抱える課題や福祉ニーズが多様化、複合化しています。制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら活躍できる地域づくりが必要です。

#### ■基本方針

すべての市民が暮らしと生きがい、地域をともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、「地域福祉計画」を推進し、関係機関が協力し、支え合う社会づくりを進めます。  
地域福祉活動を支援する、民生委員・児童委員活動の促進や、ひとり暮らし高齢者相談員などの福祉の担い手づくり、社会福祉協議会を中心とした、様々な団体のネットワークづくりなど、地域福祉体制の維持強化に努めます。

#### ■施策の体系





## ■取組内容

### 第1号 地域福祉の充実

- 保健・医療・福祉等、関係者の一層の連携強化を図り、多様で質の高い福祉サービスを提供します。
- 社会福祉協議会等、社会福祉団体の地域活動を支援し、地域における福祉活動の展開を図ります。

### 第2号 相談・支援体制の充実

- 「地域共生社会」を実現するために、子ども、障がい、高齢、生活困窮という分野ごとの課題やニーズへの対応について、属性や世代を問わない包括的な相談に対応する重層的な支援体制を構築し、相談窓口の周知・啓発に取り組みます。
- 心の健康を損ない、自ら命を絶つ事態が発生しないよう、メンタルヘルス不調の早期発見に向けて取り組みます。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、主体的に地域課題を把握して解決を試みることに努めます。

団体・事業者は、地域福祉ネットワークの構築に協力するとともに、市民が参画する地域づくりの支援に努めます。

行政は、相談体制の充実に向けて、関係機関が連携できるよう調整を図ります。

## 第2項 高齢者福祉



### ■現況と課題

人口減少や高齢化の進展により、地域におけるつながりが希薄化しており、地域で孤立しがちな高齢者や支援が必要な高齢者を取り巻く様々な課題を解決していく必要があります。

高齢期の生活の質を高めるためには、社会との関わりを持ちながら、生きがいのある生活を維持することが大切です。

また、高齢者が生きがいや役割を持ち、社会参加することは、自身の介護予防につながるとともに、地域における生活支援の担い手の増加にもつながります。

さらに、すべての高齢者が健康を維持し活躍できるよう、高齢者が培ったこれまでの知識や経験等を発揮できる環境づくりを支援していく必要があります。

介護保険制度の健全な運営を確保するためには、今後、支援を必要とする後期高齢者が増加することを見据え、介護予防の推進や生活支援サービスの充実、認知症高齢者への支援、介護サービスの質の向上を図る必要があります。

### ■基本方針

高齢者自身も、支援が必要な高齢者を支える立場としてまちづくりに参画し、すべての高齢者が笑顔で元気に暮らせる社会の実現をめざすため、「地域の仲間と築く生きがいあふれる安心のまちづくり」を基本理念とする「小浜市高齢者福祉計画および介護保険事業計画」に基づく各種施策に取り組みます。

また、地域包括ケアシステム<sup>42</sup>を充実させるため、保健・医療・介護・福祉の関係機関と連携し、元気な高齢者だけでなく、介護が必要な高齢者、ひとり暮らしの高齢者等すべての高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるよう、介護サービスの充実をはじめ健康づくりや生きがいづくりなど、高齢者の生活を支えるために必要な福祉事業を推進します。

さらに、複雑・多様化する高齢者の生活課題について、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現をめざします。

### ■施策の体系



<sup>42</sup> 地域包括ケアシステム | 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。



## ■取組内容

### 第1号 生きがいづくりと社会参加の推進

- 高齢者が年齢にとらわれることなく、社会的役割を持ち、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる環境づくりのため、日頃から高齢者同士や他世代とのふれあいにより支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者の活動の場を広げるため、各区のふれあいサロンの充実やソフトバレー、ボーリングをはじめとした生涯スポーツ、文化、芸能といったサークル活動、地域のボランティア活動など社会活動への参加を促進し、高齢者が健康で生きがいを持った長寿のまちづくりを進めます。

### 第2号 介護予防事業の充実

- 健康の自己管理意識を高めるとともに、一人ひとりが積極的かつ主体的に、健康づくりや介護予防に取り組む環境づくりに努めます。
- 高齢者が、生活支援サービスの担い手やボランティア活動に取り組むことを支援し、社会参加の促進と生きがいづくりによる介護予防効果を高めていきます。
- 身近な地域での社会参加の機会や交流の場を確保することにより、高齢者の居場所づくりや孤立・ひきこもりの防止を図ります。

### 第3号 介護サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して自立した生活が送れるよう生活支援の体制を整備し、地域の特性に応じた介護予防・生活支援サービスの充実に努めます。また、介護が必要になっても在宅生活が継続できるよう必要な介護サービスを提供します。
- 介護保険事業を適正に運営するため、介護事業者に対する指導や介護給付の適正化への取り組み等を通じて、介護サービスの質の向上を図ります。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、自らの健康保持に努めるとともに、地域住民同士、助け合い、支え合います。また、地域社会活動に参加します。

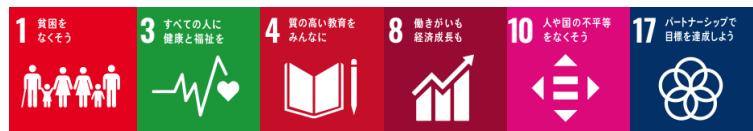
団体は、地域共生社会の実現に向け、高齢者が日頃から高齢者同士や他世代とのふれあいにより、支え合う地域づくりを進めます。

また、支援を必要とする高齢者が、地域で孤立しないよう、見守り活動に取り組みます。

事業者は、必要な介護サービスを提供します。

行政は、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの充実のため、関係機関や団体・事業者と連携を図り、高齢者を支えるための必要な事業を展開します。

## 第3項 障がい者福祉



### ■現況と課題

身体障害者手帳の所持者数が減少する一方で、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。また、発達障がいや気がかりな子も増加傾向にあり、障がいに対する理解と支援体制の拡充が必要です。

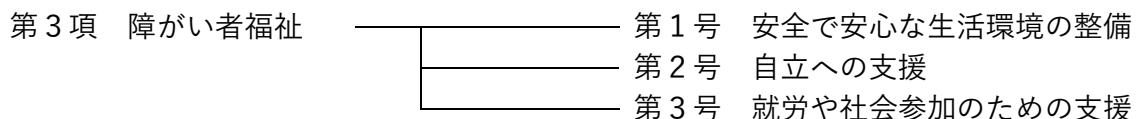
そのほか、障害福祉サービス利用者の高齢化による介護保険へのスムーズな移行や、強度行動障がいを有する者および医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制の整備が求められています。

### ■基本方針

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが主人公になって主体的に生きる力を身につけ、お互いの人権を尊重し合いながら、つながりを持って安心して心豊かに暮らせる社会の実現には、ユニバーサルデザイン<sup>43</sup>の理念に基づいた「ひとづくり」「しくみづくり」「まちづくり」が必要であり、公的サービスを基盤としつつ、社会参加を促進することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、障がい児や発達障がい<sup>44</sup>、気がかりな子への支援については、年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制を構築します。

### ■施策の体系



<sup>43</sup> ユニバーサルデザイン | 障がいの有無や性別、人種、年齢、能力、状況にかかわらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

<sup>44</sup> 発達障がい | 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいのこと。言葉の発達の遅れ、コミュニケーション障がい、こだわり、興味・関心のかたより、集中できない、考えるよりも先に動く、「読む」「書く」「計算する」が苦手など、人によって様々な特徴がある。

## 第3節 地域共生社会の実現



## ■取組内容

## 第1号 安全で安心な生活環境の整備

- 「小浜市障がい者（児）福祉計画」に基づき、基本理念である「だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現」を図るため、必要な施策を実施します。また、障がい福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていきます。
- 障がいに対する理解を促進し、心のバリアフリーにつながる啓発に努めます。
- 情報提供・意思疎通支援の充実に努めます。

## 第2号 自立への支援

- 障がい福祉サービス事業所や若狭地区障害児・者自立支援協議会等、関係機関と連携を図りながら、障がい者一人ひとりの環境に配慮した自立のための支援をより効果的に進めます。
- 各事業者と連携を図りながら、各種障がい福祉サービスを適正に提供します。
- 身近で気軽に相談ができる体制を整備します。
- 障がい児や発達障がい、気がかりな子どもへの支援については、年齢や生活環境の変化により途切れることがないよう、保健・医療・教育・福祉・就労などの関係機関が連携し、継続した支援ができる体制を整備します。

## 第3号 就労や社会参加のための支援

- 障がい者が生きがいや新たな能力を発見できるよう、各福祉団体の協力を得ながら、多くの障がい者にスポーツ大会等、社会参加の機会を提供します。
- 公共職業安定所や特別支援学校、各施設等の関係機関と連携し、障がい者の能力や特性に応じた就労の場の確保や雇用の安定に努めます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、障がいや障がい者（児）に対する正しい理解を身につけ、交流機会を増やすことで、地域コミュニティの活性化を促進します。

団体・事業者は、障がい者（児）が積極的に社会参加できるよう必要な情報の提供や課題を共有し、解決するための方策を講じるため、連携の強化を図ります。

行政は、障がい者（児）一人ひとりの環境に応じた合理的配慮を提供し、自立につながるよう相談しやすい体制を構築するとともに、利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう福祉サービス提供の確保に努めます。

## 第4項 子どもを守る仕組みづくり



### ■現況と課題

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・**育児**に関する悩みを抱えている場合があります。児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加しており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

また、ひとり親家庭においては、経済的不安を抱える方や子どもの養育や教育、就職に困難を感じている方も多く存在します。経済的な支援が必要な家庭に、適切なサービスが提供できるよう支援することが必要です。

### ■基本方針

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実し、子どもの虐待やヤングケアラー<sup>45</sup>等を発見した際に、速やかに関係機関に通告し連携、支援できるよう体制強化を図ります。

また、ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、自立支援策に関する情報提供や、子育てをはじめとした生活および就業等に関する相談しやすい環境づくりを進めるとともに、経済的負担を軽減するため、各種制度を活用し生活支援を行います。

### ■施策の体系

第4項 子どもを守る**仕組みづくり** ————— 第1号 子どもを守る**仕組みづくり**

<sup>45</sup> ヤングケアラー | 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。



## ■取組内容

### 第1号 子どもを守る仕組みづくり

- 健康管理センター内の子育て支援センターをはじめとする各窓口で気軽に悩みや不安といった相談ができる環境を活かし、必要に応じて関係機関に繋がるような、重層的な支援に努めます。
- 生活や子育てに関する相談体制や指導体制の強化および関係機関との連携など、ワンストップで寄り添うことができる体制の整備（子ども家庭センター）により、子どもを虐待から守り、安心して生活できる体制を整備します。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、虐待の未然防止や早期発見に協力します。また、必要に応じて、地域におけるひとり親家庭をサポートします。

団体・事業者は、虐待の未然防止や早期発見に協力します。また、ひとり親の自立に向けたスキルアップ講習や子どもの学習支援を行うなど、ひとり親家庭の生活安定に向けた支援に努めます。

行政は、虐待の未然防止や早期発見のため、相談体制を強化するとともに、研修会の実施、マニュアルの作成など、啓発活動もあわせて行います。また、関係機関と連携し、ひとり親家庭の自立に向けた相談や情報提供を行い、経済的・精神的な自立を促します。

## 第5項 社会保障



### ■現況と課題

保険・年金財政は、市民の安定した生活の維持には欠かせないものであり、安定的な制度運営の継続が必要です。

国民健康保険における被保険者の健康保持増進のための健康づくり事業等の充実を図るとともに、医療費の適正化や保険税の収納率向上、公平負担公平給付に努める必要があります。

また、国民年金制度の適正かつ円滑な運営のため、制度に対する理解を深める必要があります。

生活困窮者については、高齢化の進展や社会環境等の影響で生活保護に至る可能性が高い層が増加傾向にあります。8050問題<sup>46</sup>など、社会的孤立や経済的困窮などを背景に、生活保護、生活困窮とともに相談内容が複雑・多様化していることから、自立相談支援機関やその他の関係機関と連携強化を図り、自立へのサポートを行う必要があります。

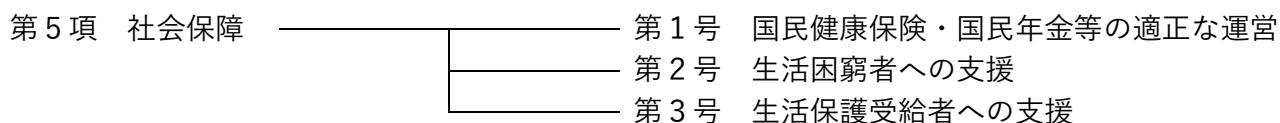
### ■基本方針

すべての市民が生涯にわたり、健康で安心して生活することができる健康寿命の延伸に向けたまちづくりを構築することが重要です。

市民が、安心していつでも必要な医療を受けることができるよう、国民健康保険等について適正かつ円滑に運営します。

生活保護にいたる前段階の生活困窮者への支援を確実に実施します。また、健康で文化的な生活を営むため、それぞれの状況に応じた生活保護を適切に行います。

### ■施策の体系



<sup>46</sup> 8050問題 | 80代の親が50代の子どもと同居して経済的支援をする、中高年のひきこもりを抱える世帯の問題。



## ■取組内容

### 第1号 国民健康保険・国民年金等の適正な運営

- 国民健康保険においては、治療に加え、疾病の予防や早期発見、早期治療につながるよう、保健事業を推進します。
- 保健事業と介護予防等の一体的な事業の実施に取り組み、健康寿命の延伸に努めます。
- 国民健康保険税の収納率の向上に努め、医療費レセプト<sup>47</sup>や特定健診等データ分析に取り組み、医療費の適正化を図ります。また、中心的な役割を担う福井県や福井県国民健康保険団体連合会と連携し、健全な事業運営を図ります。
- 後期高齢者医療制度については、福井県や福井県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な事業運営を図ります。
- 国民年金においては、日本年金機構と連携し、年金制度に関する相談や啓発活動に取り組みます。

### 第2号 生活困窮者への支援

- 自立相談支援機関を中心に、自立相談支援事業や家計改善支援事業、就労準備支援事業の一体的実施を促進し、それぞれの世帯に応じた適切な援助を充実します。

### 第3号 生活保護受給者への支援

- 生活保護の相談や申請については、状況を聴き取り、適切な対応をします。また、必要な生活保護を速やかに決定し、受給者を支援します。
- 生活保護受給世帯には、定期的な家庭訪問等を行い、生活実態把握に努めます。また、自立に向けた就労支援等を実施します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

#### 【第1号】

市民・団体・事業者は、自らの健康に関心と理解を深め、健康診査等の保健事業に積極的に取り組むよう努めます。

行政は、医療保険制度の健全運営に努めるとともに、市民の自主的な健康づくりへの意識の醸成を図ります。

#### 【第2・3号】

事業者は、自立支援事業等を活用し、生活困窮者への自立に向けた支援の実施に努めます。

行政は、関係機関と連携して、生活困窮者、生活保護受給者の自立を図ります。

<sup>47</sup> 医療費レセプト | 医療機関が保険者に対し、患者に提供した医療サービスにかかった費用（診療報酬）を請求するためを作成する明細書。





# 第3章 悠久の歴史と風土を活かした 観光のまちの実現

## 第1節 観光・交流活動

第1項 観光 ★★★

第2項 交流活動 ★

## 第2節 文化財の活用・保存

第1項 市民文化

第2項 文化財の活用・保存

## 第3節 環境保全の推進

第1項 環境保全

(★目標・指標を設定)

4 質の高い教育をみんなに	5 ジュンガー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう

# 第1節 観光・交流活動

## 第1項 観光



### ■現況と課題

本市は、交流人口ならびに観光消費額の拡大による地域内経済の好循環を図るため、「御食国若狭と鯉街道」の日本遺産プレミアム選定と「北前船寄港地・船主集落」の日本遺産W認定に裏付けられる地域資源やストーリーを活かすとともに、御食国の時代から1,300年続く、小浜ならではの風情や食・体験を提供するコンテンツの強化・充実を図る必要があります。

また、国内やインバウンド観光の促進については、引き続き国や県の方針をもとに、観光資源の研ぎあげや受入環境整備等の着地整備を優先的に取り組むことが求められます。

今後、本市の新たな観光振興施策に取り組むため、観光関係団体との連携を強化するとともに、効果的な情報発信や受入体制の整備を図ることが必要です。

### ■基本方針

本市には、歴史・文化をはじめ、美しい自然、新鮮な食材、伝統の味、地域に密着した祭礼など、御食国の時代から1,300年続くかけがえのない文化遺産が数多くあります。

地域固有の文化が外部から評価されることで市民の誇りや愛着心、郷土愛の醸成につながり、そこから文化の継承や新たな魅力の創造へと続き、さらに新たなお客様を呼び込む好循環を生み出すしくみをつくります。

北陸新幹線敦賀開業、その先の北陸新幹線全線開業に向け、かけがえのない本市の地域資源を研ぎ輝かせ、人と人との笑顔で行き交うまちの創造に取り組むとともに、嶺南地域における広域観光の推進等を通じて、観光交流人口の増加、滞在時間の延長を図り、観光消費額を増大させることにより地域の経済を発展させます。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
観光交流人口	市内の観光施設等に訪れた1年間の観光客数(延べ数)	129万人	135万人	190万人
観光消費額	宿泊費、交通費、土産代、入場料等の1年間の合計額	95億円	100億円	140億円
教育旅行受入者数	市内施設における1年間の教育旅行受入者数	5,365人	7,000人	8,500人

## 第1節 観光・交流活動



## ■施策の体系



## ■取組内容

## 第1号 総合的な観光施策の推進

- 小浜の主要観光エリアをつなぐ導線形成を図る等、観光客の周遊性の創出を促し、市内経済の活性化を図ります。
- 文化財や重要伝統的建造物群保存地区<sup>48</sup>等の歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進します。
- WEBやデジタル技術を活用した情報発信力と分析力の強化を図り、効果的な観光施策を推進します。
- 観光を切り口とした産業振興を図るため、1次・2次・3次産業の6次化<sup>49</sup>による地域資源の有効活用に取り組み、市内産業および経済への波及効果を生みだします。
- 文化財等について、これまでの「保存」から、日本遺産に代表されるストーリーや体験価値を活かした「保存・活用」へと展開します。
- 北陸新幹線敦賀開業による広域的なアクセス向上を踏まえ、新たな市場からの誘客を図ります。
- 若年層など多様な来訪者層を意識した誘客施策を展開し、客層の拡大を図ります。

## 第2号 観光関連団体との協力・連携

- 「一般社団法人若狭おばま観光協会」や「株式会社まちづくり小浜」等の支援、助言および指導を行いながら、観光まちづくりを推進します。
- 福井県や若狭湾観光連盟等と協力し、若狭路を中心とした広域観光エリアの誘客に取り組みます。
- 各種観光関連団体が行う観光振興の取り組みと組織強化を支援するとともに、団体間の連携・協力体制の構築を推進します。

<sup>48</sup> 重要伝統的建造物群保存地区 | 周囲の環境と一緒にして歴史的風致を形成し価値の高い「伝統的建造物群」およびこれと一緒にしてその価値を形成している環境を保存するため自治体が定める地区のこと。小浜市では「小浜西組」がそれに当たる。

<sup>49</sup> 1次・2次・3次産業の6次化 | 1次、2次、3次それぞれの産業を結合・融合することにより、新たな産業を形成し、地域に新たな所得と就業の機会を生みだそうとする取り組みのこと。

## 第3号 インバウンド観光の推進

- インバウンド向けOTA<sup>50</sup>や海外旅行会社などへPR展開を支援するなど、海外への情報発信や販路拡大を強化し、インバウンドの誘客促進を図ります。
- 観光事業者等によるAI技術を活用した多言語化対応を推進し、持続可能なインバウンド受入体制の環境整備に取り組みます。
- 日本遺産ストーリーを感じることができる貴重なルートである鯖街道を活かした広域的な観光ルートの形成を図ります。
- 案内看板の整備にあたっては、多言語表記やAI翻訳に対応するものに更新または新設するなど、効果的な誘導に努めます。

## 第4号 観光資源の整備・開発

- 小浜が「観光の目的地」として選ばれるよう、地域資源の魅力の向上、発掘や基盤整備に取り組みます。
- 官民連携による営業力の強化や人材育成、市民参画を通じて、地域全体で観光客を受け入れられる体制の充実を図ります。
- 宿泊施設の受け入れ規模が限られるため、関西圏等からの日帰り観光客による消費拡大にも着目し、その促進に向けた仕掛けを検討します。
- 海・山などの自然をはじめ、食、歴史・文化など、既存の豊富な観光資源の魅力を活かすとともに、新たな観光資源の可能性を探ります。
- 小浜ならではの風情を感じられるような、小浜西組エリアを中心としたまち歩き観光や、レンタサイクルを活用した周遊観光ルートの充実を図ります。
- 文化財や重要伝統的建造物群保存地区を個別の「点」としてではなく、「エリア」全体で捉え、その魅力を面的に活かした観光開発（観光まちづくり）を進めます。

## 第5号 食を活かした観光施策の推進

- 食のまちづくりの取り組みを引き続き展開するとともに、その中で培ってきたノウハウをもとに、食を活かした観光施策を推進します。
- 体験観光のニーズに対応するため、特に教育旅行で人気を博している体験交流施設等を活用した観光誘客に取り組みます。
- 小浜ならではの地場産品を活用した特産品やご当地グルメの企画・開発を支援するとともに、市内への普及促進ならびに販路の拡大により、地域産業の活性化を図ります。

<sup>50</sup> OTA | Online Travel Agent：インターネット上だけで取引を行う旅行会社のこと。

## 第1節 観光・交流活動



### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、それぞれが持つ地域力を最大限に活かしながら、一体となって取り組みます。

市民・団体・事業者・行政は、本市が有する地域資源について熟知し、一人ひとりが観光コンシェルジュとして観光客の満足度を高める取り組みに努めます。

市民・団体・事業者・行政は、着地型観光の担い手であることから、地域あげてのホスピタリティの向上に努め、多くの観光客を迎える受け皿となり「稼ぐ観光」施策に取り組みます。

行政は、観光や交流に関するイベント等において SNS 等も活用しながら市民・団体・事業者との情報共有および情報発信に取り組むことで、さらなる観光誘客につなげます。

## 第2項 交流活動



### ■現況と課題

本市はこれまで、姉妹都市や友好都市との交流をはじめ、経済・文化・教育等を通じ様々な交流活動を展開してきました。今後も変化する社会情勢に合わせた交流活動を展開することが必要です。こうした交流活動には、市民主体の積極的な取り組みが大切であり、地域あげてのホスピタリティの向上等が必要となります。

交流活動を通じ、本市の活性化を推進するためには、姉妹都市等との経済交流を促進するとともに、国内都市間での交流事業に広域的に取り組むことが必要です。

国際交流については、交通手段、情報通信技術等の急速な発達により、国境を越えた人や情報等の往来が飛躍的に増大しています。

このことは、在住外国人の増加や外国人旅行者の増加、国境を越えた環境問題の深刻化など、様々な分野において国際化の波が地域にも及んできており、本市においても国際化に対応した多文化共生施策を推進する必要があります。

本市では、国際交流に関する民間団体の活動が活発ではあるものの、人材や財政などの体制は必ずしも十分とは言えないのが現状です。

今後、国際化の進展に伴い、本市に住む外国人が増えると予測される中、悩みや問題を安心して相談できる国際交流団体や人材の育成が必要です。

### ■基本方針

市民が主体となった、様々な交流活動を推進します。

交流の受け皿となるすべての市民は、本市が有する地域資源について熟知するよう努め、それぞれの資質を高め、誇りや愛着心、郷土愛の醸成を図るとともに、地域あげてのホスピタリティの向上をめざします。

姉妹都市や友好都市等との都市間交流を推進し、本市の活性化を図ります。

国際交流活動への市民の参加、関与を積極的に進めます。

市民主体の国際交流活動となるよう、民間団体の充実・強化に向けた支援を行うとともに、民間団体と行政の連携を図ります。

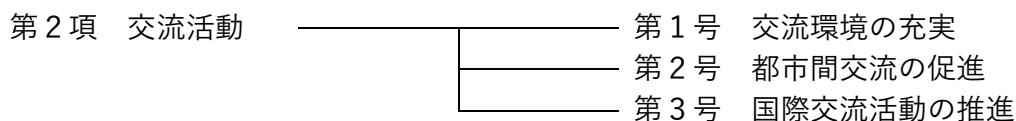
### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
国際交流関係イベントへの参加者数	市内で活躍する国際交流関係グループが実施するイベントへの1年間の参加者数	1,915人	2,200人	2,900人

## 第1節 観光・交流活動



## ■施策の体系



## ■取組内容

## 第1号 交流環境の充実

- 交流活動の主体となるすべての市民は、本市が有する地域資源について熟知するよう努め、それぞれの資質を高め、誇りや愛着心、郷土愛の醸成を図るとともに、地域あげてのホスピタリティの向上に努めます。
- 広報媒体や各種団体のネットワーク等を通じて国際交流や多文化共生に関する情報を提供し、より多くの市民の参加や支援を得るための環境を整備します。

## 第2号 都市間交流の促進

- 姉妹都市・友好都市等の文化や歴史、さらには文化圏への理解を深めるとともに、本市の歴史・文化の紹介を通じて、市民の都市間交流を促進します。
- 都市間相互の積極的、効果的な情報発信に取り組むとともに、交流機会を創出します。

※国内の姉妹都市／奈良市（奈良県）、川越市（埼玉県） 友好都市／富士宮市（静岡県）

## 第3号 国際交流活動の推進

- 市民主体による国際交流事業や友好都市を軸とした交流活動を展開し、市民の国際意識の醸成を図るなど、多文化共生に向けた交流基盤を整備します。
- 将来を担う若い世代の国際感覚を醸成するため、学校教育のみならず、地域での国際交流活動の実施など、国際交流の機会を創出します。

※海外の姉妹・友好都市／慶州市（大韓民国）、西安市（中華人民共和国）、平湖市（中華人民共和国）

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、本市が有する地域資源について熟知するなど、地域あげてのホスピタリティの向上に努めるとともに、交流活動へ積極的に参画します。

行政は、充実した交流活動となるよう環境整備に努めるとともに、市民・団体・事業者が実施する活動に対して支援します。

## 第2節 文化財の活用・保存

### 第1項 市民文化



#### ■現況と課題

本市には、優れた食材や加工食など多くの食文化が継承されており、それらは本市が取り組む「食のまちづくり」の根幹であると考えています。

しかしながら、少子化やライフスタイルの変化などの影響により、それらの保護継承が難しくなっていることから、食文化の普及・啓発と、それらを継承する人材育成が必要となっています。

また、本市では、「文芸おばま」と「小浜市文化協会」を中心とした文化・芸術活動の振興に取り組んでいます。

「文芸おばま」では、文化会館の自主事業として若狭小浜第九演奏会や市民ミュージカルをはじめとする舞台芸術公演等の開催、「小浜市文化協会」では、総合文化祭や市美術展の開催などを通じて、広く市民に文化・芸術にふれる機会を提供していますが、人口減少や少子高齢化の進展による活力低下、さらに若年層の関心の低下による活動の衰退が懸念されます。

一方で、「旭座」を舞台に全国女性落語大会・**大学生落語選手権**や定期的に落語会を開催するなど、「落語」が本市の新たな文化として芽生えているところです。

今後は、文化会館や「旭座」を文化振興の拠点として、特に子どもや若い世代が関心を寄せる様々な**取り組み**を積極的に支援する必要があります。

また、施設の計画的な修繕や更新により長寿命化を図り、市民のニーズに合わせた利用しやすい文化施設にする必要があります。

市立図書館については、近くに福井県立若狭図書学習センターがあり、相互貸借や定期的な合同チラシの発行など様々な業務において協力しつつ、それぞれの特徴を活かした運営を行っています。

また、中心市街地にあるという立地特性、児童フロアが独立している建物構造、保管する「酒井家文庫」等、多数の貴重な歴史資料を活かした、市立図書館ならではの運用を実施しています。

#### ■基本方針

「御食国」や「鯖街道」といった誇れる食の歴史を有する本市には、食に関連した伝統行事や行事食、伝承料理や発酵食品をはじめとした加工技術など、多くの魅力ある食文化が継承されています。

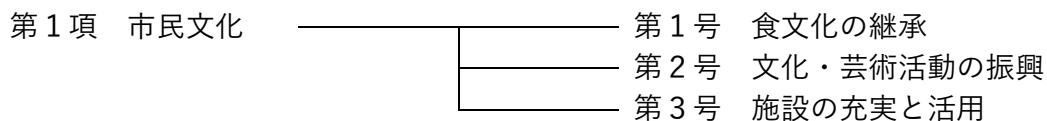
このような食文化をはじめ、伝統産業や自然景観など本市の地域資源を理解することは、地域への理解や誇りの高まりにつながるとともに、優れた文化・芸術は日々の暮らしに感動や喜び、ゆとりやうるおいを与えます。

そこで、文化が人を育てるという考え方のもと、文化・芸術活動を支援し、食文化をはじめとした本市の**文化**を次代へ継承するとともに、様々な分野でまちづくりに活かす人材を育成するなど、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

## 第2節 文化財の活用・保存



## ■施策の体系



## ■取組内容

## 第1号 食文化の継承

- 食文化館における展示を随時見直し、本市をはじめ日本の食文化の普及・啓発に努めます。
- 食文化をテーマにした料理教室や講座を開催し、食文化を学ぶ機会の増加に努めます。
- 担い手不足が顕在化している食関連産業においては、都会から若者を呼び込み、人材育成を目的に設置した「御食国 食の学校」での研修を経て、市内での就職や起業につなげます。

## 第2号 文化・芸術活動の振興

- 「小浜市文化協会」や「文芸おばま」等の活動や組織運営に対する支援、助言および指導を行い、文化・芸術活動の振興を図ります。
- 本市の地域性や歴史等の特色を活かした、個性豊かな市民文化の創造を推進します。
- 文化・芸術活動に関する情報の収集と発信に努め、文化交流の拡大を図る中で文化や芸術に親しむ機会の増加をめざします。
- 中学部活動の地域展開に伴う地域文化クラブに対して、必要な支援を行います。

## 第3号 施設の充実と活用

- 文化会館については、建物の耐震および市民ホール・ホワイエの改修工事、照明や空調設備の更新など、計画的に施設や機器を整備し、長寿命化を図り、地域の中心的な文化施設としてイベントの実施のみにとどまらず、文化・芸術活動を通じた文化交流の拠点として活用します。
- 図書館の蔵書の充実を図るとともに、おはなし会を開催するなど、親子で参加できるイベントを実施することにより、子どもが読書に親しめる環境づくりを推進します。
- 保育園・小学校等への図書の団体貸出しに継続して取り組み、子どもの読書活動の定着を図ります。
- 乳幼児期における家庭での読み聞かせによる親子のふれあいと、読書習慣の定着を図るため、親子で読書に親しめる機会を提供します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、協働して食文化の継承と人材の育成に取り組みます。

市民・団体・事業者それが主体となり、相互に連携・協力して文化・芸術活動に取り組みます。

行政は、観光や教育等の施策に文化・芸術活動を取り入れるなど、他分野との連携・協力に努めます。

## 第2項 文化財の活用・保存



### ■現況と課題

本市は、全国初選定の日本遺産プレミアム「御食国若狭と鯖街道」や日本遺産「北前船」に代表されるように、歴史的に多層で多様な文化財を有する全国屈指の文化都市です。これらの文化財と日本遺産の歴史物語を活かした地域活性化の取り組みは全国から注目されています。

しかしながら、人口減少の時代を迎え、文化財所有者だけで文化財を活かし、守り伝えることが困難な状況に陥っており、また、近年増加している災害などへの対応も喫緊の課題となっています。

さらには、担い手の不足により、文化財資材の確保や保存技術の伝承、民俗文化財の継続などは、関係者だけでは対応が不可能な状況となっています。

今後は、小浜市の大切な文化財について、市民一人ひとりがそれぞれできる範囲で「知り」「見つけ」「守り」「活かす」取り組みに関わることが必要になってきています。

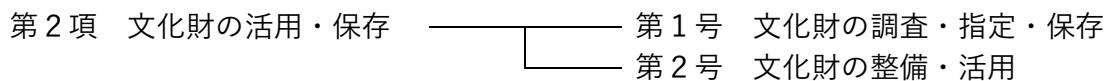
また、文化財をより身近に感じるためには、観光や産業振興で多様に活用する取り組みも必要となっています。

### ■基本方針

小浜市の文化財（たからもの）は、全国に誇るべきもので、日本遺産「御食国若狭と鯖街道」につながる物語を中心に、私たちのシビックプライド<sup>51</sup>になっています。その価値を市民で共有し、「おばまだからできること。」を研ぎあげ、さらなる活用を促進して地域活性化につなげていきます。

こうした活動により収益を獲得し、大切な文化財を市民全体で保存継承していく体制を整え、「たからもの」を活かした魅力的で小浜らしいまちづくりを推進します。

### ■施策の体系



<sup>51</sup> シビックプライド | まちに対する市民の誇り。単なる郷土愛ではなく、ここをより良い場所にするために自分自身が関わっているという、当事者意識に基づく自負心を指す。

## 第2節 文化財の活用・保存



## ■取組内容

## 第1号 文化財の調査・指定・保存

- 社会、経済情勢の変化などによる文化財の亡失を防ぐため、未指定文化財の調査を市民と協働で進めることにより、市民と文化財の関わりを創出し、恒久的な保護・保存に努め、次世代へ継承していきます。
- 所有者と行政のみならず、市民一人ひとりができる範囲で関係性を持つ文化財保存体制を構築します。
- 日本遺産のストーリーと関連する「港町」や「食文化」に係る文化財の調査・指定・保存に取り組みます。
- 文化財を脅かす災害等への備えや対応を充実させます。

## 第2号 文化財の整備・活用

- 小浜の文化財（たからもの）を活かし、継承するために作成した「小浜市文化財保存活用地域計画～おばまだからできること。～」に基づき、**郷土の歴史文化や偉人を含め**、文化財を身近に感じることのできる活用事業を実施し、同計画で定める小浜西組重要伝統的建造物群保存地区や後瀬山城跡、多田ヶ岳一帯の社寺遺産群をはじめとする重点区域の整備を進めます。
- 本市と文化財の保存・活用に取り組んでいくパートナーシップを結んだ「**小浜市文化財保存活用支援団体**」の専門的な知見や実績等を活かし、地域の多様な主体と連携して文化財を次世代へ繋ぐための取り組みを進めます。
- 従来の文化財の枠に捉われず、産業や環境など地域の特性とも関係づけた活用を推進し、文化財を核とした地域の誇りとにぎわいの創出に努めます。
- 日本遺産の認定地域や歴史ストーリーを共有する関連地域との相互交流を推進し、地域活性化を図ります。
- 文化財を活用した体験プログラムを市民と協働で生み出すとともに、文化財を特別なイベント会場として活用する**取り組み**や店舗としての利活用などを促進します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、文化財所有者と連携しながら、それぞれにできる範囲で「知り」「見つけ」「守り」「活かす」**取り組み**に関わることができるよう機会を創出します。

団体は、市民と文化財所有者との**取り組み**を支援するとともに、具現化に向けて地域活性化事業を実施します。

事業者は、市民や団体の活動を核しながら、店舗やイベント活用により収益を生み出し、文化財の保存に還元します。

行政は、関係者間のコーディネートを行い、文化財の適切な活用を促進するとともに、地域活性化や恒久的な文化財の保存に資する調査・保存修理事業に取り組み、歴史と文化の香り高いまちづくり「おばまだからできること。」を構築します。

## 第3節 環境保全の推進

### 第1項 環境保全



#### ■現況と課題

環境問題は、地球温暖化や異常気象等、地球規模の問題から、廃棄物の不適正処理や生活排水による水質汚濁等、市民生活に密着したものまで多岐にわたっており、解決に向けた幅広い取り組みが必要です。

市内を流れる北川・南川の水質は、下水道の普及により、全般的に良好な状態を保っています。

リアス海岸を有する若狭湾に面する海岸は、近年、国内や周辺国地域からの海岸漂着物の影響を受けています。

市の施設においては、電力・灯油・重油・ガソリンなどの使用量を減らし、温室効果ガスの削減に努めています。

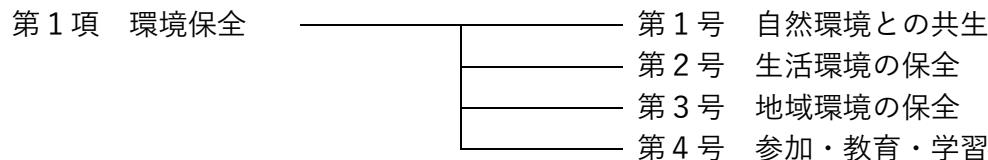
今後も、本市の自然環境を守り、住みやすい小浜を次代に引き継いでいくためには、脱炭素社会をめざした取り組みや海岸漂着物の対応、不法投棄防止や水質保全など様々な対策が必要です。

#### ■基本方針

本市は、海、川、山などの優れた自然環境に囲まれており、その恵まれた環境を保全していく必要があります。

今後も、豊かな自然環境を守り、住みやすい小浜を次代に引き継いでいくため、「小浜市環境基本計画」に基づく各種施策に取り組みます。

#### ■施策の体系



## 第3節 環境保全の推進



## ■取組内容

## 第1号 自然環境との共生

- 適切な農林業活動を通じて森林や農地の涵養能力を確保するほか、**生物の生息・生育環境の保全活動を推進するなど**、山林、農地を含む自然環境の保全に努めます。
- 美しい海、川、山、豊富できれいな地下水や湧き水など、誇るべき地域資源の維持、保全、適切な利活用に努めます。

## 第2号 生活環境の保全

- 公共用水域<sup>52</sup>や地下水の水質保全、不法投棄の防止、海岸漂着物等の回収処理および発生抑制対策、野焼き禁止の啓発・指導、環境美化活動などを推進し、市民生活に直結する生活環境の保全に努めます。

## 第3号 地域環境の保全

- 地球規模の環境問題である温暖化防止のための脱炭素社会の推進や、海洋汚染などの防止対策に取り組むとともに、環境負荷の軽減に対する意識の醸成を図ります。

## 第4号 参加・教育・学習

- ごみ焼却場やリサイクル施設、最終処分場の見学および学校や地域での自然体験などの環境学習を進め、市民の環境保全意識の向上に努めます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、環境保全に対する意識を高めるとともに、クリーン作戦や不法投棄の防止等、それぞれの地域の環境美化活動に取り組みます。

行政は、市民や団体、事業者の模範となる環境保全に対する**取り組み**を進めるとともに、すべての市民等が環境保全に対する意識を持ち、積極的に**取り組み**を進めるよう環境学習等を推進します。

<sup>52</sup> **公共用水域** | 水質汚濁防止法において定めている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、公共下水道等のこと。





# 第4章 活力ある産業をみんなで育てる まちの実現

## 第1節 商工業の振興

第1項 商業 ★

第2項 工業・企業誘致 ★

第3項 起業支援 ☆

第4項 伝統工芸

第5項 労働・雇用 ★★

## 第2節 農林水産業の振興

第1項 地域経済の好循環 ☆

第2項 農業 ★

第3項 林業 ★

第4項 水産業 ★

(★目標・指標を設定。☆は再掲。)

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 習の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

# 第1節 商工業の振興

## 第1項 商業



### ■現況と課題

これまで商店街は、日々の買い物の場だけでなく、経済活動の中心的役割と地域住民の憩いの場や交流の場として、集客やにぎわいを創出し、まちづくりの拠点となっていました。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化の進展、インターネットの普及による購買方法の多様化、大型店舗やコンビニエンスストア、ドラッグストア等の進出により、消費行動が大きく変貌し、中心市街地の空洞化や商店街の衰退が一層進んでいます。

こうしたことから、市民に対し、**地域内外からの目線で店舗の存在・特徴、強みなど改めて周知することにより**、認知度を高め、市内消費の拡大をめざすとともに、店舗の後継者や次代の商店街を担うリーダーを育成する必要があります。

さらに、北陸新幹線敦賀開業やその先の全線開業を見据え、次世代の商店街を担うリーダーと新規創業者との融合に加え、JR 小浜駅前、小浜西組などを含めた中心市街地および新幹線駅周辺エリアとの相乗効果を生み、賑わい創出につなげていく必要があります。

また、空き家・空き店舗の活用に対する各種助成制度や融資制度を拡充し更なる賑わいの創出を図ります。

### ■基本方針

まちなかのにぎわい創出に向け、小浜市企業誘致戦略に基づく店舗の集積を目指すとともに、「まち歩きエリア」を設定し、UI ターンの促進のほか、特に若者・女性の創業（起業）を重点的に支援します。

空き家・空き店舗解消のための制度を充実させるなど、中心市街地・商店街に若者や女性が歩くまちづくりを進めます。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
空き店舗等を活用する事業所数	空き家や空き店舗を活用して起業・事業を行った件数（延べ数）	13 件	20 件	35 件

## 第1節 商工業の振興



## ■施策の体系

## 第1項 商業

第1号 商業エリアの整備

第2号 商業経営の近代化および活性化の促進

第3号 新たなにぎわいの創出

## ■取組内容

## 第1号 商業エリアの整備

- JR小浜駅を中心とした中心市街地を商業エリアとし、市民および観光客のニーズに即した魅力ある店舗の出店を積極的に進めるとともに、その認知度を高め、市内消費の拡大および利便性の向上を図ります。
- 商業エリアのにぎわい創出のため、地元当事者が主体となった地域資源や特性を活かしたイベント等の開催に加え、県や商工会議所などとさらに連携を強化し、次世代を担う人材を育成しエリアの活性化に取り組みます。

## 第2号 商業経営の近代化および活性化の促進

- キャッシュレス決済の普及やAI・IoTなどの先端技術の導入による商業の近代化、活性化を図るほか、関係機関と連携し担い手を確保するための事業承継セミナーなどを支援します。
- 市民や観光客にとって魅力ある店舗づくりのための取り組みや、空き店舗等を活用した起業家を積極的に支援します。

## 第3号 新たなにぎわいの創出

- 高校生等の若者によるにぎわい創出に向けた提案を募るとともに、若者が集えるスペースの構築や商店街独自のイベントの開催など、魅力ある商店街づくりを支援します。
- まちの駅を拠点とし、小浜の歴史や文化を感じることができる「まち歩きエリア」に店舗を集積することで、町並みなどを楽しみながら食べ歩きなどができるエリアとして、日常的に集い・憩い・にぎわう場を創出します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

事業者は、市民や観光客のニーズに合わせた魅力ある商店街づくり、店づくりに取り組むほか、本市の特産品や伝統的工芸品を貴重な地域資源として認識し、自ら情報発信や利用促進、後継者の育成に取り組みます。

行政は、中心市街地の基盤整備と、事業者による取り組みに対して積極的な支援を行うほか、商工会議所、観光関連団体等と連携を図り、中心市街地に市民や観光客等を誘導し、にぎわいの創出に努めます。

## 第2項 工業・企業誘致



### ■ 現況と課題

近年の企業誘致を取り巻く現状は、人口減少による人手不足、企業の事業承継やデジタル化への対応など様々な問題を抱えるなか、本市の企業団地はおおむね売却が進み、市内外の企業からは増設や投資計画の相談が一定数あるものの、紹介できる用地が不足しているのが現状です。

国内においてもサプライチェーン<sup>53</sup>の再構築など企業の国内回帰の動きがみられることから、本市に企業を誘致するチャンスと捉え、積極的に誘致活動を行う必要があります。

### ■ 基本方針

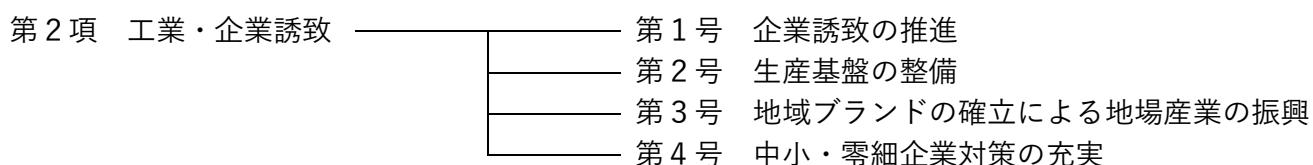
小浜市企業誘致戦略に基づく、重点エリアへの特色ある産業の集積を推進します。

県営産業団地を整備し、新たな企業や研究機関、地場産業の事業拡大などの企業誘致を推進します。また、企業ニーズに寄り添った助成制度や立地環境の整備を図り、企業誘致を成功させ、魅力溢れる新たな小浜の将来像を現実のものとしていきます。

### ■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
新規企業誘致数	企業誘致した数（延べ数）	4社	7社	12社

### ■ 施策の体系



<sup>53</sup> サプライチェーン | 原材料の調達から生産、物流、販売、消費に至るまでの一連の流れや仕組みのこと。

## 第1節 商工業の振興



## ■取組内容

## 第1号 企業誘致の推進

- 県営産業団地について、県と連携のもと早期整備に努めるとともに、市独自の団地整備の検討や市内の遊休地についても情報を収集し事業者への提供を行います。
- 企業誘致戦略に基づき、進出を検討している企業に対して積極的な誘致に取り組みます。
- 若者や女性が働きやすい魅力ある企業として、高付加価値企業の誘致やIT関連企業、事務系企業のサテライトオフィス<sup>54</sup>の誘致に取り組みます。
- 企業ニーズに寄り添った助成支援制度を構築します。

## 第2号 生産基盤の整備

- 企業の技術開発や新製品の開発および販路拡大の機会を創出します。
- 生産や流通現場にAIやIoTなど先端技術の導入を支援します。

## 第3号 地域ブランドの確立による地場産業の振興

- 新たな地域資源を活用したブランド化および商品の開発等により、商品の高付加価値化、競争力強化を図るなど、水産食品加工業、若狭塗箸等の地場産業、伝統工芸産業等を振興します。
- 生産から加工、流通・販売までを一手に行う6次産業化を推進し、市内農林漁業者の経営改善、所得の向上と雇用の創出を通じた地域活性化を図ります。
- 市内企業の海外進出など、多様な事業展開を促進するため、海外情報の提供や貿易相談、海外市場の調査等、海外への販路開拓とビジネスマッチングを支援します。

## 第4号 中小・零細企業対策の充実

- 企業訪問を通じて企業の実態やニーズを把握し、企業の成長を支援します。
- 経営安定に向けて支援し、後継者不足や事業承継に対する取り組みを促進します。
- キャッシュレス決済の導入支援など、時代に即した店舗・企業経営に向けた支援を行います。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

事業者は、社会経済環境の変化や顧客ニーズに対応した商品・サービスを提供し、技術・情報・人材等、経営資源の確保・充実に努めます。

行政は、企業、事業者が利用しやすい助成、支援制度の創設ならびに拡充を図り、活力ある企業誘致を推進します。また、企業と行政が連携を密にし、産業振興に取り組みます。

<sup>54</sup> サテライトオフィス | 本社・本拠地とは別に設置する小規模なオフィスのこと。

## 第3項 起業支援



### ■現況と課題

本市の人口減少の要因として、若い世代の流出があげられる中、若い世代の希望を叶えることができる就業、創業環境を整えることは重要であります。

今後、北陸新幹線敦賀開業効果やその先の全線開業を見据え、地域資源を活かした魅力ある店舗の集積を図ることは、観光の目的地化ならびに観光消費額の拡大に向けた重要な取り組みです。

また、昨今リモートワーク<sup>55</sup>やサテライトオフィス、スタートアップ<sup>56</sup>などによる新たな働き方が求められるなど、就業スタイルも大きく変化してきています。

こうした新たなニーズに合わせた創業環境を整えるとともに、起業者の経営の安定を図るため、関係機関と連携して創業支援体制を整備する必要があります。

また、若年層や女性をはじめとする幅広い年齢層に対して創業の機運を高め、地域全体のビジネス力の向上を図ります。

### ■基本方針

リモートワークやサテライトオフィスなど、新たな働き方や大きく変化している就業スタイルの実現に向けた創業支援により、U・Iターン者の増加を図るとともに、増加している空き家や空き店舗などの有効活用を図ります。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
空き店舗等を活用する事業所数（再掲）	空き家や空き店舗を活用して起業・事業を行った件数（延べ数）	13件	20件	35件

### ■施策の体系

第3項 起業支援 ————— 第1号 起業支援・起業環境整備

<sup>55</sup> リモートワーク | 会社以外の場所（自宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース等）で働く勤務形態のこと。

<sup>56</sup> スタートアップ | 革新的な技術やビジネスモデルをもとに、短期間での成長を目指す創業企業のこと。

## 第1節 商工業の振興



## ■取組内容

### 第1号 起業支援・起業環境整備

- 市内に点在する空き工場、空き店舗等の活用を図るとともに、北陸新幹線敦賀開業効果をさらに波及させるため、「まち歩きエリア」を設定し戦略的な店舗集積を図り、事業者や起業者に対し必要な支援措置を講じます。
- 商工会議所や金融機関などで構成する創業支援事業者のネットワークの連携を一層強化し、事業化に向けた支援を行います。
- コワーキングスペース<sup>57</sup>の確保など、新たな働き方の実現を支援します。
- まちの駅を拠点とし、小浜の歴史や文化を感じることができる「まち歩きエリア」に店舗を集積することで、町並みなどを楽しみながら食べ歩きなどができるエリアとして、日常的に集い・憩い・にぎわう場を創出します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

事業者は、創業に関する団体や機関など創業支援ネットワークを構築し、情報の共有や積極的な情報発信を行います。

行政は、創業希望者が利用しやすい助成、支援制度の創設および拡充を図るなど、創業を支援するとともに、創業後のサポートを行います。

<sup>57</sup> コワーキングスペース | Coworking Space: Co(ともに) Working (働く) Space (場所)。実務に必要な施設や環境を共有しながら独立した仕事ができる場所。

## 第4項 伝統工芸



### ■現況と課題

伝統工芸品である若狭塗や若狭めのう細工、若狭和紙については、伝統工芸士として成熟し技術を習得するまでに相当年数を要することや、商品開発、安定した販路確保の難しさなどが要因で、後継者不足等が深刻化するとともに、従事者の高齢化などへの早急な対策が必要です。

### ■基本方針

若狭塗や若狭めのう細工をはじめとする伝統工芸産業従事者のさらなる技術の向上に努め、伝統工芸品の価値を高めていきます。

また、商品開発や販路の確保による収益の増加を図るとともに、インターンシップ<sup>58</sup>等を通じて後継者の発掘ならびに育成に取り組みます。

### ■施策の体系

第4項 伝統工芸 ━━━━━━ 第1号 伝統工芸産業の継承・振興

### ■取組内容

#### 第1号 伝統工芸産業の継承・振興

- 新たな販路の開拓や伝統工芸品の価値に見合った販売による収益増加に向けた取り組みを行います。
- 伝統工芸品の収益性を高めるため、インバウンド向けの商品などのデザイン開発を支援します。
- 県や関係機関、他産地と連携しながら、職人のさらなる技術の向上、伝統工芸品の魅力発信に取り組みます。
- インターンシップ等を通じて若い世代の後継者確保および育成に取り組みます。

<sup>58</sup> インターンシップ | 学生や求職者が企業等で実際に就業体験する制度のこと。

## 第1節 商工業の振興



### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

事業者は、伝統工芸産業に係る新商品開発や販路開拓等に取り組むとともに、技術・人材等の確保・充実に努めます。

市民は、地元產品やサービスを積極的に利用します。

行政は、伝統工芸産業の従事者ならびに後継者の育成を支援します。

## 第5項 労働・雇用



### ■現況と課題

近年、企業側にとって労働者の確保が困難となっており、人手不足であるにもかかわらず、求職者側からは働きたくなる場所がないとの声があがっているのが現状です。

市民に地元企業を知ってもらい、企業に対する理解を深めるなど、働きたくなる場を創出し、市内で就職する人の確保につなげていく必要があります。

一方で、安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりや多様な人材が活躍できる職場環境を整備するなど、企業側においても働きたくなる職場づくりに取り組む必要があります。

さらに、若者や女性にとってやりがいと充実感を得ることができる職場環境の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を図る必要があります。

### ■基本方針

新規学卒者やUターン者、女性や高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材の就職が円滑に図られるよう、企業とのマッチングや就職活動に対するサポートに取り組みます。

また、企業の採用や職場環境の改善に向けた支援、労働力の確保と働く人の多様なニーズに対応した働き方改革の普及・啓発に努めます。

特に、地域の産業や企業の理解を深める活動など、子どもたちの成長段階に合わせたキャリア教育への取り組みを充実させることで、職業観や就業意識の醸成を図り、若者の地元就職を促進します。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
新規学卒者の地元就職率	高校・大学等卒業（見込み）者のうち地元就職した者の割合	80.7%	80.0%	80.0%
新ふくい人の数	自治体の支援を受けて小浜市にUターンした人の数	45人	50人	75人

### ■施策の体系

第5項 労働・雇用

第1号 雇用の安定・促進

第2号 労働環境・雇用環境の改善

第3号 福利厚生の充実

## 第1節 商工業の振興



## ■取組内容

## 第1号 雇用の安定・促進

- 企業、事業所およびハローワーク等関係機関と連携し、的確な地域の雇用状況の把握ならびに雇用創出に取り組み、市民の雇用の拡充および安定確保に努めます。
- 国や県と連携しながら、非正規雇用の正社員化など、雇用の安定と待遇の改善のための取り組みを推進します。
- ふくい若者サポートステーション、ミニジョブステーション等と連携し、積極的に若年者をはじめニートや未就業者などの就業促進、早期離職防止等に取り組みます。
- 地元就職を促進するため、若年世代のうちから、地元企業の特色や魅力を発見・理解を深める取り組みを進めていきます。また、高校生や大学生等と企業とのマッチング機会を創出するとともに、保護者への情報発信を強化するなど、雇用のミスマッチの解消に取り組みます。
- 関係機関と連携し、外国人雇用や女性の積極登用、高齢者や障がい者の就業機会の確保など、潜在的な人材確保に向けた取り組みを進めます。

## 第2号 労働環境・雇用環境の改善

- 介護休暇や育児休業等の取得、ハラスメントの防止など、労働者が働きやすい職場環境をめざし、企業の意識向上と普及・啓発に取り組みます。
- 福井労働局や県と連携し、若者採用や女性活躍、雇用環境の改善に取り組む企業の認定・登録制度の普及・啓発を図ります。

## 第3号 福利厚生の充実

- 小規模事業所を対象とした健康診断の啓発や出前講座による健康教室等を実施するなど、事業者ならびに勤労者の健康意識の向上に努めます。
- 働く女性の福祉の増進を図る小浜市働く婦人の家（咲楽館）の利用を呼び掛け、余暇時間を活かした自己実現を支援します。
- 新卒で就職した社員の交流の場や企業同士の交流の場を創設するなど、情報交換の機会を創出します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

事業者は各事業所における、労働基準法など関係法令の遵守、労働環境・雇用環境の改善のほか、労働者福祉の増進に努めます。

若狭シルバー人材センターは、高齢者の就業機会を拡大するため、会員の増加をめざした取り組みを進めます。

行政は、ハローワークおばまや県、商工会議所など関係機関と連携し、雇用の確保に取り組みます。

## 第2節 農林水産業の振興

### 第1項 地域経済の好循環



#### ■ 現況と課題

農林水産業の所得向上のためには、生産性の向上に伴うコストの削減だけでなく、消費者ニーズを捉え、外貨を稼ぐ新たな需要を創出していくことが必要です。

これまで地場產品の掘り起こしや生産者に対する商品開発、マーケティングの研修等に取り組んできましたが、マンパワーや流通・販売ノウハウの不足、取扱品目や生産量の少なさから、良い素材が多くあるものの、販売先の多様なニーズに対応できていないのが現状です。

社会環境やライフスタイルの変化とともに消費者の嗜好も変化し続けることが予測される中、生産者と協働して地元の農林水産物や未利用資源の価値を見出し、商品開発や販路開拓等をコーディネートできる人材の確保・育成が重要です。

#### ■ 基本方針

人口減少が進展する中、持続的に農林水産業を含む地域経済を維持・発展させていくためには、「地産他消」「地産訪消」により新たな需要を創出する取り組みを進め、獲得した外貨を地域内で投資・消費し、地域内所得の底上げにつなげる地域経済循環の実現が重要です。

今後の北陸新幹線の延伸等による観光需要の増加を農林水産業にまで波及させるとともに、農林水産物の生産から、商品企画、中間部門の生産、アウトソーシングされるサービス供給部門などの一連の経済活動が地域内で提供されるよう、これらを担う人材の育成に取り組みます。

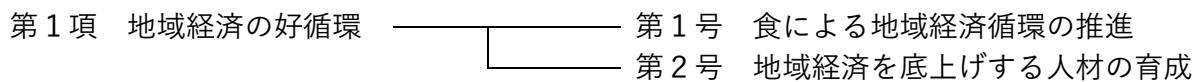
#### ■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
観光消費額（再掲）	宿泊費、交通費、土産代、入場料等の1年間の合計額	95億円	100億円	140億円

## 第2節 農林水産業の振興



## ■施策の体系



## ■取組内容

## 第1号 食による地域経済循環の推進

- 小・中学校の総合学習や学校給食、市民の農業への理解促進、生産者と事業者の連携促進等により、地元の人が地元の食材を消費し、郷土愛を育む「地産地消」を推進します。
- 鮎街道のストーリー性を持つ「小浜よっぱらいサバ」や水産加工品等の販路拡大に向け、鯈街道で縁の深い京都を含む関係市町等と連携して小浜の魅力を発信することで、小浜への誘客を促進し外貨を稼ぐ「地産他消」を推進します。
- 道の駅に整備するレストランと農産物販売コーナーの有効活用や生産者と事業者の連携促進等により、観光需要の拡大と農林水産物の販路拡大の好循環を図る「地産訪消」を推進します。

## 第2号 地域経済を底上げする人材の育成

- 農林水産物の新たな需要を創出し、生産者の所得向上につなげるため、地域おこし協力隊や京都等の料理人などの外部人材を活用し、商品開発やE C<sup>59</sup>、マーケティング等に特化した人材や未利用資源の活用をコーディネートする人材を育成します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、地域資源を活かし、地域の持続可能性を高める事業の運営や商品開発等に取り組みます。

行政は、地産地消、地産他消、地産訪消を推進し、地域経済の底上げに取り組む市民・団体・事業者の取り組みを支援します。

<sup>59</sup> E C | Electronic Commerce : 電子商取引のことで、インターネット上でモノやサービスを売買すること全般を指す。

## 第2項 農業



### ■現況と課題

本市の農業は、農業従事者の高齢化や担い手の減少に加え、**米の需給バランスの不安定化**、農業資材の高騰等が相まって非常に厳しい状況にあります。

今後も人口減少が進むことが見込まれるため、農業生産基盤の強化を進め、地域の幅広い関係者が協力して農地・農業を守り、発展させていく体制を構築することが重要です。

一方で、近年、農地の集積・集約化が進展し、大規模農業法人が増加傾向にある中、農業者の経営スキルや生産技術の向上、地域住民の農業離れなどが課題となっています。

また、有害鳥獣対策については、捕獲駆除による個体数調整や侵入防止柵の設置等を進めてきましたが、シカ、イノシシ、サル等による農産物への被害は依然として深刻であり、地域農業の維持・発展の上で課題となっています。

### ■基本方針

農業を成長産業として持続的に発展させるため、農地の集積・集約化や中山間地域における土地改良事業など、担い手の農業経営の収益性の向上に必要な環境整備を推進します。

また、ロボット、IoT等の先端技術や新しい生物資材の導入、有機農産物への関心の高まり等、多様化する消費者ニーズへの対応など、外部環境の変化に的確に対応できる農業経営者の育成に努めます。

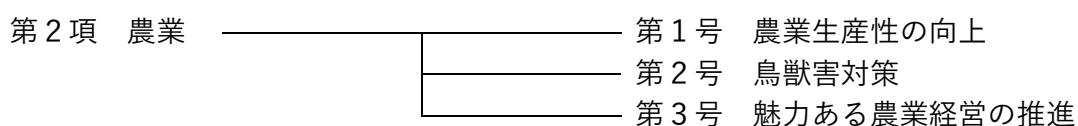
同時に、担い手と地域住民の連携強化を進めるため、地域による農地維持等の活動や農地の利用調整を行うしくみを整備し、地域全体で農地・農業を守る体制づくりを進めます。

農業生産の意欲を高め、集落の生活環境の安全・安心を確保するため、鳥獣害の防止に努めます。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
担い手への農地集積	農地面積のうち、担い手の農地が占める割合	57.8%	80.0%	80.0%

### ■施策の体系



## 第2節 農林水産業の振興



## ■取組内容

## 第1号 農業生産性の向上

- 農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め、効率的な生産体制の整備と農地の利用調整のしくみの構築を行い、多様な担い手が意欲を持って農業生産に取り組むことができる環境を整えます。
- 農業経営相談所等の支援機関や外部専門家と連携し、経営診断に基づく投資判断やデータに基づくP D C Aサイクルの実践、農業経営の法人化等をサポートするとともに、継続的な経営指導により、農業者の経営発展につなげます。
- 農業経営者のネットワークを構築し、経営資源（労働力、機械、設備、経営・栽培ノウハウ等）の相互活用等を進め、生産コストの削減や収量・品質の向上に取り組みます。
- 条件が不利な中山間地域において、圃場条件を改善するための土地改良事業等を推進します。
- 地域住民の共同活動等により、用排水路等の農業生産基盤の適切な管理を促進します。
- 気候変動に伴う干ばつや豪雨、気温上昇において、高温栽培体系への転換、収入保険や干害対策事業等の活用を推進します。

## 第2号 鳥獣害対策

- 金網柵設置等の「侵入防止対策」、捕獲隊による「捕獲・駆除」、地域住民による追払い活動等の「集落主体の取り組み」の3本柱の取り組みを継続し、鳥獣被害の防止を図ります。
- サル被害について、行動圏調査の結果を活用した効果的な捕獲に努めるとともに、サル対策に関する集落向けの研修会の充実等に取り組みます。
- 鳥獣被害の現状や対策についての市民の理解を深め、鳥獣害対策の担い手を育成するとともに、有害鳥獣の適切な処理および獣肉の有効利用を推進します。
- クマの出没による人的被害の発生が懸念される場合は、関係機関（福井県警、福井県、猟友会など）と連携し、捕獲檻の設置や銃猟（緊急銃猟含む）等により被害の防止に努めます。

## 第3号 魅力ある農業経営の推進

- データや科学的根拠に基づく、先端技術を活用したスマート農業や、新しい生物資材の活用等による水稻生産の低コスト化、環境負荷を低減した有機農業や環境保全型農業を推進します。
- 若くて意欲ある者の新規就農と定着促進を図るため、情報発信の強化と就農準備段階から経営開始後までを一貫して支援する受入体制の充実に努めます。
- 景観の整備、環境保全、保健休養など、多面的な機能の維持、保全に向けた魅力と活力ある農業、農村の構築を図ります。
- 学校教育や収穫体験などにより地域住民の地域農業に対する理解を深めます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、地域農業の維持・発展が集落環境の保全につながることへの理解を深め、農地の利用調整や農地維持等の共同活動に積極的に参加するとともに、有害鳥獣のエサ場をなくすことや追払い活動を行うなど、集落全体で鳥獣害対策に主体的に取り組みます。また、学校教育や研修会、市民農園などで農業にふれることで、農業生産や自然環境への理解を深めます。

団体・事業者等は、各地域において地域農業の発展に向けた議論を牽引するとともに、消費者ニーズに対応した農産物の生産・販売等を通じて、農業所得の向上や農地の保全に取り組みます。

行政は、各種支援対策を活用し、農業生産の効率化や所得の向上、農地の有効利用、鳥獣害対策等を推進します。

各種協議会や関係機関、団体が連携し、農業振興の方針や具体的な取り組みを検討し、実施します。

## 第3項 林業



### ■現況と課題

本市の森林面積は **19,030ha** で、市域の約 82% を占めており、このうち管理が必要な民有林・人工林は **7,269ha** となっています。

しかし、木材価格の低迷や人件費等の経営コストの増大により林業の採算性は悪化し、森林所有者の森林管理意欲は著しく薄れています。また、厳しい労働環境や林業従事者の高齢化により、林業の担い手不足が課題となっています。

今後は、積極的な森林整備のほか、森林資源の利活用や多様な担い手の育成に努めながら、森林が有する公益的機能を将来に向けて持続的に発揮させていく必要があります。

### ■基本方針

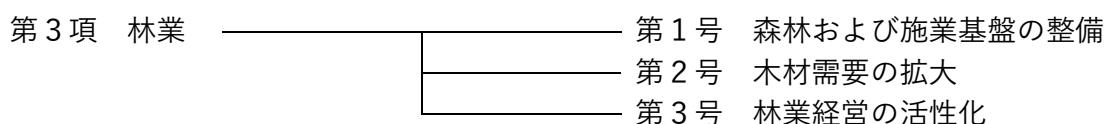
森林は、木材や林産物を供給する場だけではなく、水源の涵養や国土の保全、地球温暖化防止等、多くの公益的機能（多面的機能）を有しており、その恩恵を将来にわたり持続的に発揮させるため、長期的な視点に立った森林づくりを推進します。

森林環境譲与税等を有効に活用し、間伐等により収益を得る「経済林」の側面と、公益的機能を発揮する「環境林」の側面の両方を踏まえて「木を伐（き）って使う」サイクルを持続的にまわし、森林の豊かな恵みと災害にも強い安全な生活環境を与えてくれる森林づくりをめざします。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値		目標値 令和12年度
		令和6年度	令和7年度	
森林整備面積	年間の森林整備面積	108.5ha	135.0ha	135.0ha

### ■施策の体系



## 第2節 農林水産業の振興



## ■取組内容

## 第1号 森林および施業基盤の整備

- 森林所有者の意向調査や不明瞭となっている森林境界の明確化・集約化を進め、効率的な森林整備が可能な環境を整えます。
- 地域の実情に応じ、大規模な森林施業から小規模な森林施業までを支援することで、適正に管理されている森林を増加させ、森林が有する公益的機能を持続的に発揮させます。
- 地域住民等が行う林道の維持管理作業やその他の共同活動を支援することで、住民の森林への関心を高め、森林資源の利活用や森林整備を推進します。
- 市有林において、優良な木材の生産と収益確保のため、計画的に枝打・間伐等の森林施業を実施します。
- 森林の大切さや木材の良さを幅広い世代に伝えるため、「モクハジメ、モクイク、キヅカイ」の方針の下、啓発活動を推進します。

## 第2号 木材需要の拡大

- 公共施設や多くの人が集まる場所で地元産木材を利用することで、市民に木材の持つやわらかさ、あたたかさ、高い湿潤性等の特性を伝え、木材需要の拡大を図ります。
- 間伐材等の有効利用について、公共事業等への積極的な利用を推進します。
- 薪ストーブ等の木質バイオマスを利用する機器の導入を支援することで、森林資源の利用を促進します。

## 第3号 林業経営の活性化

- れいなん森林組合の組織強化と、普及・加工・整備・販売などの経営の多角化を支援します。
- 森林整備を積極的に推進していくため、県、森林組合等と連携し、林業従事者の育成と確保に取り組みます。
- 林業従事者の労働環境の改善や退職金制度を支援し、労働力の安定確保に取り組みます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、森林を適正に管理することや森林資源の活用を進めることができ地域全体の利益につながることへの理解を深め、市民・団体・事業者・行政が協働し、また自らが主体となって、小浜市里山創造計画に関わる活動を継続します。

団体・事業者は、その事業活動の中で森林資源の利活用や担い手の育成に努めるとともに、専門知識を活かして活動し、行政が実施する施策や市民の活動を支援します。

行政は、関係機関と連携し、森林組合や地域住民・団体等が行う森林の保全等に関する取り組みを支援するとともに、森林の大切さや木材の良さを幅広い世代に伝えるための啓発活動に取り組むことで、森林の保全等について市民等の意識の高揚に努めます。

協働を確実に実行するために、市民・団体・事業者・行政は情報を積極的に発信し、認識を共有します。

## 第4項 水産業



### ■現況と課題

本市では、四季を通じて多種多様な魚介類が水揚げされており、その味・鮮度ともに評価が高く、小浜特有の水産加工技術も発達しています。

しかし、漁獲量の減少や魚価の低迷、資材の高騰などにより漁業経営をめぐる環境は悪化しており、漁業就業人口も減少傾向にあります。

また、気候変動や海洋ごみの増加など、漁場や集落環境の悪化も課題となっています。

一方で、市内には福井県栽培漁業センター、福井県立大学海洋生物資源学部、福井県立若狭高等学校海洋科学科等の水産研究・人材育成機関が集積しており、これら機関との連携を図ることで、水産業の発展が期待できます。

今後は、水産資源を守りながら水産物の需要拡大および高付加価値化に取り組み、**漁業者の所得向上に繋げていくとともに、関係機関と連携し、水産業における人材の育成・確保を図っていくことが重要です。**

### ■基本方針

水産業は、安全・安心な水産物の供給に加え、御食国や鯖街道の歴史を持つ本市の暮らしや文化を支えてきた重要な産業であり、将来にわたり持続的に発展させていくことが重要です。

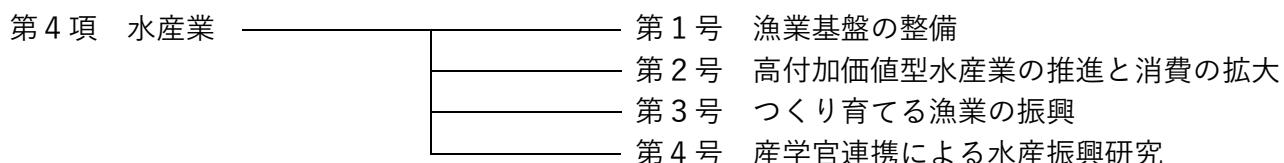
地域の関係者と連携して水産資源の保護や漁場環境の保全に努めるとともに、加工品を含めた水産物の需要拡大・高付加価値化等を推進することで、漁業者の所得向上に取り組みます。

また、関係機関と連携して新たな担い手の育成を支援するとともに、産学官連携による養殖技術の向上を図り、つくり育てる漁業の振興に取り組みます。

### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
市管理の漁港・海岸施設の長寿命化	各施設の機能保全計画に基づく対策施設数	6箇所	7箇所	9箇所

### ■施策の体系



## 第2節 農林水産業の振興



## ■取組内容

### 第1号 漁業基盤の整備

- 海辺や河川の環境・生態系保全や未利用資源の活用に向けた取り組みを支援し、水産業の公益的機能（多面的機能）の発揮を確保します。
- 海底耕うんや堆積物除去等の漁場環境整備に取り組み、水産資源保護を推進します。
- 渔港施設等の機能確保のため、機能保全計画に基づく整備・維持補修を実施します。
- ふくい水産カレッジと連携し、新規漁業者の育成を支援します。

### 第2号 高付加価値型水産業の推進と消費の拡大

- 水産業活性化拠点施設の有効活用や関連事業者との連携等により、魚介類の品質向上やブランド化、新たな活用方法や流通形態の検討を行い、付加価値の向上に取り組みます。
- 若狭の食文化を広く発信し、小浜の魚介類や伝統的な水産加工品の消費拡大に取り組みます。

### 第3号 つくり育てる漁業の振興

- 養殖については、地域の特性や消費者の需要を踏まえた新たな魚種や手法の検討を行い、新技術を積極的に活用しつつ、生産量の拡大や安定供給、漁業者の所得向上につなげます。
- 鯖の養殖については、産学官の連携体制を継続し、天然種苗に依存しない完全養殖の実用化に向け、人工種苗生産の研究を進めるなど、高品質で市場性の高い鯖を安定的に供給する体制を構築します。
- マガキの養殖については、ブランド化された付加価値の高い牡蠣の生産拡大を図り、市場等への安定した供給を行うとともに、販路の拡大に取り組みます。

### 第4号 産学官連携による水産振興研究

- 福井県栽培漁業センターや福井県立大学、福井県立若狭高等学校など、市内に集積する水産研究・人材育成機関や水産関連企業と連携を図り、その技術や知見等を活かして本市の水産振興に取り組みます。
- 福井県立大学先端増養殖科学科やふくい水産振興センター、民間企業と連携し、先端技術等を活用して養殖技術の効率化を図るとともに、養殖魚種の拡大を推進します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、地魚の消費拡大や環境・水産資源の保全等の水産業が有する多面的機能などへの理解を深め、水産業振興に関する意識を持つとともに、団体・事業者・行政が実施する施策に協力します。

団体・事業者は、その事業活動の中で良好な水産資源や漁場環境の保全等に努めるとともに、品質向上や販路拡大などに積極的に取り組み、漁業所得の向上に努めます。

行政は、関係機関と連携して、担い手育成や地魚の消費拡大、環境保全などの水産業振興に関する取り組みを実施するとともに、水産業振興に関する市民・団体・事業者の意識の向上に努めます。

協働を確実に実行するために、市民・団体・事業者・行政は情報を積極的に発信し、認識を共有します。





# 第5章 新たな時代に向けた住み心地の 良いまちの実現

## 第1節 新高速交通時代に向けて

第1項 北陸新幹線全線開業

第2項 公共交通・道路交通網

## 第2節 住み心地の良いまちの形成

第1項 秩序あるまちの形成

第2項 環境衛生・生活環境 ★

第3項 橋梁

第4項 上水道

第5項 下水道

第6項 河川

第7項 住宅

第8項 スマートシティの実現

(★目標・指標を設定)



## 第1節 新高速交通時代に向けて

### 第1項 北陸新幹線全線開業



#### ■現況と課題

北陸新幹線は、令和6（2024）年3月16日に金沢－敦賀間が開業しました。

現在、敦賀以西については、令和5（2023）年度から事業推進調査費が予算化され、小浜新駅の概略設計のほか、本来なら「小浜・京都ルート」の事業認可後に行う調査が前倒しで実施されています。

今後、安定的な財源見通しを確保するなど着工5条件を解決するとともに、過度な地元負担が生じることの無いよう、国が適切な財政措置を講じ、沿線自治体や住民の十分な理解・納得のもと、認可着工へ進むことが重要です。

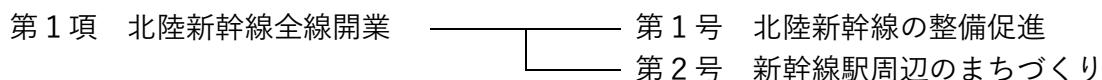
本市をはじめ、北陸・関西などの沿線自治体や経済団体は、一日も早い全線開業のため最善を尽くすよう、政府・与党に対して強く要請を行っています。

#### ■基本方針

関西との大幅な時間短縮および首都圏と直結することによる暮らしの向上や地域の発展を図るため、北陸新幹線全線開業の早期実現に向けた取り組みを推進します。

また、小浜新幹線駅周辺のまちづくりについて、市民・団体・事業者との対話を重ねながら、整備方針や整備計画などを定め、新たなまちをデザインするとともに、財源確保に取り組むなど小浜市新まちづくり構想の実現に向けて取り組みます

#### ■施策の体系



## ■取組内容



### 第1号 北陸新幹線の整備促進

- 建設財源の確保については、国において議論が進められています。本市としても大阪までの一日も早い全線開業をめざして、今後も繰り返し、強く要望を重ねていきます。
- 市民団体や関係団体との連携を強化し、官民一体となって早期全線開業への活動を実施します。
- 早期全線開業の実現に向けて、市民や各種団体などとともに機運の醸成を図ります。

### 第2号 新幹線駅周辺のまちづくり

- 小浜市新まちづくり構想に掲げた「スマート＆スローシティ」の実現に向け、オール小浜体制で取り組んでいきます。また、令和6年（2024）に示された小浜新幹線駅のおおよその位置を踏まえ、市民をはじめ、企業や各種団体などとの対話を重ねながら、新駅周辺エリアの整備方針や整備計画等の検討を進めます。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、北陸新幹線早期全線開業の実現に向け、連携を強化し、一体となって運動を展開するとともに、小浜新幹線駅周辺のまちづくりに向けて議論を重ねます。

## 第2項 公共交通・道路交通網



### ■現況と課題

幹線市道、都市計画道路については、主要部分の整備は概ね完了しており、今後は、小浜新幹線駅と、整備済の幹線道路をつなぐ主要道路の計画、整備が必要となります。

本市の公共交通ネットワークは、嶺南地域の基軸である東西方向のJR小浜線、民間の路線バスとして若江線や名田庄線（流星号）、コミュニティバスとして市内各地区を結ぶ「あいあいバス」、タクシー等で構成されています。公共交通全体として、近年の人口減少やクルマ志向の高さ、新型コロナウイルスの影響などにより、利用客数が減少し、厳しい状況が続いている。一方で、北陸新幹線敦賀開業後の観光客の利用手段として、また、高齢者等の移動手段として公共交通の役割はますます重要となっています。

このような状況から令和4年（2022）に本市の公共交通政策を、総合的に定めた「小浜市地域公共交通計画」を策定しており、利用しやすい公共交通サービスの構築に向け、市民・利用者、鉄道・路線バス・タクシーの運行事業者、行政等が一体となって取り組みを進める必要があります。

### ■基本方針

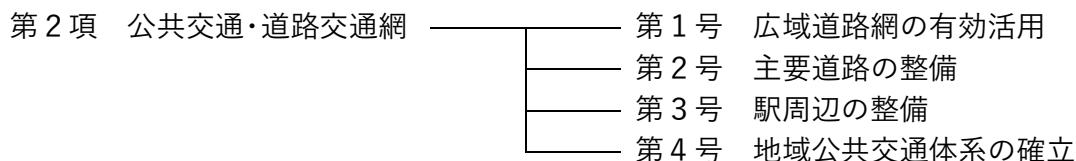
主要道路については順調に整備が進められていますが、なお一層地域の活性化が図られるよう必要な道路整備を進めるとともに、側溝整備や老朽化した舗装の補修等に取り組みます。

地域に密着した生活道路については、自然環境や周辺の景観に配慮するとともに、市民が利用しやすく、安全・安心な道路環境を確保するために必要な整備を進めます。

舞鶴若狭自動車道の全線4車線化の早期実現ならびにJR小浜線の減便の回復、増便・利便性の向上に向け、関係機関へ要望します。また、JR小浜線については、県や沿線市町、JR西日本などが連携し、小浜線利用促進協議会や小浜線沿線観光活性化会議において、情報交換や協議を重ねながら、様々な利用促進策や「乗って残す」運動に注力していきます。

市民の身近な公共交通機関である生活路線バス「あいあいバス」については、環境にやさしいまちの実現に向け、運行を継続するとともに、多様化する利用者のニーズに対して先端技術等の導入やタクシー等の交通手段を組み合わせた新たな交通ネットワークを検討し、交通利便性の向上に努めます。

### ■施策の体系



## 第1節 新高速交通時代に向けて



## ■取組内容

### 第1号 広域道路網の有効活用

- 舞鶴若狭自動車道の全線4車線化の早期実現を強く要望し、観光交流人口の増加ならびに産業の活性化につなげるよう努めます。

### 第2号 主要道路の整備

- 国道については、国道162号の西津橋・大手橋の架け替えに伴う拡幅について、事業が進行中であり、県に協力して、早期完成をめざします。
- 深谷～相生間については、**早期事業化が図れるよう関係機関に要望します。**
- 県道については、岡田深谷線の通行不能区間の整備、中井青井線の拡幅の事業着手、また、市道については、市道阿納尻西小川線の整備に係る支援について関係機関に強く要望します。
- 都市計画道路については、小浜縦貫線（国道162号交差点～市道川縁線交差点）の整備を進めます。

### 第3号 駅周辺の整備

- JR小浜駅、東小浜駅周辺については、環境美化への支援をはじめ、乗り継ぎ、観光案内等、利用環境の整備による利便性の向上を図ります。

### 第4号 地域公共交通体系の確立

- JR小浜線については、**減便となった運行本数の回復、増便や繁忙期における臨時便の運行など利便性の高いダイヤの設定、観光列車の運行やJR小浜駅におけるキャッシュレス化の推進など、効率性・利便性の向上に向けてJRに対して要望します。**また、市民の利用意識の高揚を図るための効果的な事業を展開します。
- 「あいあいバス」については、利用者のニーズに応じた効果的な路線の設定や運行ダイヤの編成を行います。
- **市街地循環バスの充実やタクシー等の交通サービスとの連携**により日常生活や市内観光などの交通利便性の向上を図ります。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

### 【第1・2号】

市民・団体は、同盟会の設立等により、国・県への要望活動を行います。

市民・団体・事業者は、路上駐車や歩道の不法占用等をなくし、利用しやすい環境づくりに努めます。

行政は、国・県管理の道路について、市民・団体の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。

### 【第3・4号】

市民・団体・事業者・行政は、**公共交通の積極的な利用**に努めます。

市民・団体は、JR小浜線の市内5駅について、周辺の植栽活動など良好な環境保全に努めます。

市民・団体・事業者・行政は、福井県全体で実施している毎週金曜日の「カー・セーブデー」に積極的に参加します。

## 第2節 住み心地の良いまちの形成

### 第1項 秩序あるまちの形成



#### ■現況と課題

本市では、用途地域の設定などにより、地域の特性に応じた土地利用の適正化に努めてきました。しかし、一部の地域では住宅、農地、工業用地が混在する無秩序な開発が進み、住環境や都市機能の維持に課題が生じています。

平成29（2017）年度に策定した立地適正化計画に基づき、中心市街地や公共交通拠点への人口誘導を進めてきましたが、人口減少や高齢化の進行、空き家の増加により、より実効性のある対策が求められています。

また、北陸新幹線の全線開業を見据え、小浜市域に新設される新幹線駅を中心とした都市機能の再編や、駅周辺における土地利用の方針を明確にすることが重要となっています。

今後は、こうした社会情勢の変化を的確に捉えつつ、本市の貴重な自然環境や歴史的景観との調和を図りながら、秩序ある土地利用を推進し、持続可能な都市構造の形成に取り組んでいく必要があります。

#### ■基本方針

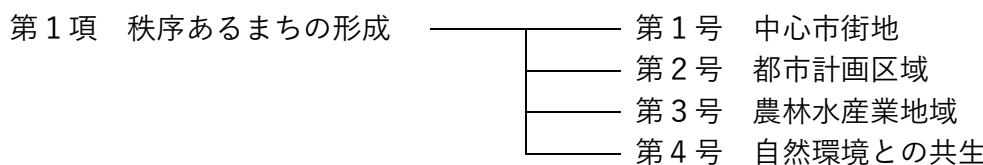
市民が安心して暮らせる生活基盤を維持・向上させるため、保全すべき地域と開発地域を明確に区分し、自然や歴史的景観と調和した秩序あるまちづくりを進めます。

小浜市新まちづくり構想の実現に向けて、中心市街地や新幹線駅周辺、農山漁村地域など、地域特性を活かした計画的な土地利用と都市機能の再編を進めます。

立地適正化計画と連携し、人口誘導や都市機能の集約を促進するとともに、災害リスクやインフラ維持管理の効率化を重視し、持続可能な都市構造の構築を目指します。

本市の豊かな自然環境や暮らしやすさを都市部に積極的に発信し、移住・定住の促進につなげます。

#### ■施策の体系



## 第2節 住み心地の良いまちの形成



## ■取組内容

## 第1号 中心市街地

- 中心市街地のにぎわい創出に向けて、「まちの駅」や歴史的資源を活かしながら、景観形成や空き地・空き家・空き店舗の利活用を進めます。あわせて、歩行者空間の整備や商業・観光機能の導入等により、回遊性と利便性の向上を図ります。

## 第2号 都市計画区域

- 快適な生活環境の確保と土地利用の効率化を図るため、保全すべき土地と開発を誘導すべき土地を明確にし、自然と調和した持続可能な開発を進めます。
- 県道小浜上中線沿線の今富地区から遠敷地区にかけては、郊外開発や大型店の立地動向を注視し、中心市街地とのバランスを考慮した土地利用の誘導を行います。新幹線駅周辺の土地利用方針と整合を図り、都市計画や立地適正化計画を見直し、コンパクトシティの実現をめざします。
- 公園緑地については、指定管理者制度を活用し維持管理の質を高めるとともに、老朽化施設の更新や安全性向上に取り組み、誰もが使いやすい公園づくりを進めます。

## 第3号 農林水産業地域

- 農山漁村地域においては、自然環境の保全や景観の維持、地域文化の継承に努めるとともに、空き家の利活用や地域資源を活かした取り組みを通じて、移住・定住の促進と持続可能な集落運営に取り組みます。

## 第4号 自然環境との共生

- 美しい海や山、清らかな地下水・湧水など小浜市が誇る自然環境の保全を図るとともに、都市部からの移住希望者に向けた情報発信や体験の機会提供を通じて、地域の魅力を広く発信します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民や地域団体は、地域の特性を踏まえながら、自然や歴史的景観の保全、住環境の維持、地域活動の活性化に努めます。

事業者は、土地利用において計画や地域との調和を尊重し、既存インフラの有効活用と周辺環境への配慮を行い、持続可能な事業活動を進めます。

行政は、市民や関係団体の意見を丁寧に把握し、まちの将来像を共有しながら土地利用計画に反映します。さらに、秩序ある開発や適正な保全を誘導するとともに、市民サービスの維持と、地域主体の取り組みを支える支援と啓発に努めます。

## 第2項 環境衛生・生活環境



### ■現況と課題

ごみ処理については、排出量が増加傾向にあり、さらなる分別の徹底と減量化に努める必要があります。

広域ごみ焼却施設および広域可燃ごみ中継施設については、小浜市、若狭町、おおい町、高浜町で構成する「若狭広域行政事務組合」を事業主体として広域化による運営を行っています。

リサイクルプラザについては、可能な限り埋立て量を減らし、延命化を図るとともに、新たな処分場の広域的課題を洗い出すことが必要です。

し尿処理については、下水道の普及により全体の処理量は減っていますが、今後も、し尿処理施設の適切な維持管理、整備が必要です。

火葬場については、築後50年以上が経過し老朽化が著しいため、新たな広域火葬場の建設、供用開始まで安定した運転が必要です。

### ■基本方針

市民生活を維持継続するため必要不可欠であるごみ処理やし尿処理、火葬などの環境衛生業務について適切かつ安定した運営に取り組みます。

老朽化等により更新が必要な施設については、広域化や社会の変化に応じた適切な手法による整備に向けて取り組みます。

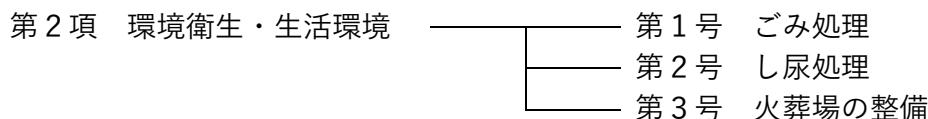
### ■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
災害廃棄物処理計画の策定	災害後に排出される災害廃棄物の収集運搬体制や仮置き場の確保等を盛り込んだ計画の策定	策定	策定	策定

## 第2節 住み心地の良いまちの形成



## ■施策の体系



## ■取組内容

## 第1号 ごみ処理

- ごみの分別の徹底と減量化に努めます。
- 広域ごみ焼却施設および広域可燃ごみ中継施設については、若狭広域行政事務組合を事業主体とし、運営されており、安全かつ安定したごみ処理が行えるよう、組合と連携していきます。
- リサイクルプラザについては、安全かつ安定した運転に努め、ごみの適正処理を推進します。
- 新たな広域埋立処分場については、各市町の現有処分場の延命化を図るとともに、組合を事業主体とし、広域的課題の調査研究を進めます。

## 第2号 し尿処理

- 下水道の普及等により、し尿や浄化槽汚泥の処理量は減少していますが、集落排水処理施設等からの汚泥の排出は今後も継続することから、衛生管理所の安全かつ安定した運転に努めるとともに、質、量の変化に対応した今後の処理のあり方について検討します。

## 第3号 火葬場の整備

- 新しい火葬場の建設については、事業の効率化の観点から、若狭広域行政事務組合を事業主体として、早期建設、供用開始に向けて取り組みます。
- 火葬場の広域化に合わせて、適切なサービスや料金体系などを検討します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、ごみの分別を徹底するとともに、排出量の抑制に努めます。  
行政は、ごみやし尿等について、社会情勢や量的な変化に応じ、適切に処理するとともに、各施設の安全で安定した運転に努めるほか、広域化による新しい火葬場の建設に取り組みます。

## 第3項 橋梁



### ■現況と課題

老朽化が著しい西津橋・大手橋については、福井県により順次整備が進められており、事業が着実に前進しています。今後も、早期完成に向けて国・県への働きかけを継続していく必要があります。

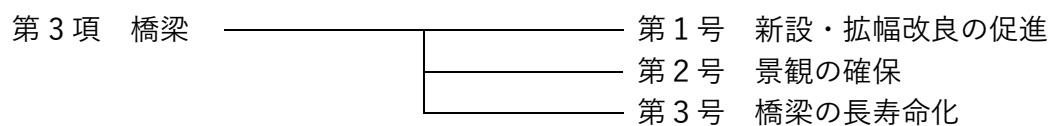
また、丸山橋をはじめとする多くの市道の橋梁は、高度経済成長期に整備されたものであり、老朽化が顕著となっています。安全性の確保と維持管理コストの抑制の両立を図るため、橋梁の点検結果に基づき、「長寿命化修繕計画」に沿って、計画的かつ優先度を踏まえた修繕・更新を進めていく必要があります。

### ■基本方針

市内の主要幹線道路における西津橋・大手橋などの大型橋梁については、安全・安心な交通の確保はもとより、観光振興や地域物流の円滑化、緊急輸送路としての機能強化にもつながることから、引き続き国・県に対して積極的に働きかけ、早期の完成をめざします。

市道に架かる橋梁については、老朽化が進行していることから、5年ごとの定期点検により健全性を把握し、その結果をもとに「長寿命化修繕計画」に沿った予防保全型の修繕や必要に応じた架け替えを計画的に実施し、安全性と効率性を両立した持続可能な維持管理を行います。

### ■施策の体系



## 第2節 住み心地の良いまちの形成



## ■取組内容

## 第1号 新設・拡幅改良の促進

- 国道162号における西津橋・大手橋の架け替えについては、**安全性の確保と円滑な交通の維持に加え、観光や物流機能の向上にも資することから、国・県に対し引き続き積極的に働きかけ、早期完成をめざします。**

## 第2号 景観の確保

- 西津橋・大手橋をはじめとする**主要橋梁の架け替えに際しては、小浜市の歴史や文化、自然景観と調和したデザインとなるよう、市民や専門家を交えた景観検討委員会などの意見を踏まえ、景観への配慮に努めます。**

## 第3号 橋梁の長寿命化

- **市道の橋梁については、「長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検結果をもとに計画的な修繕や架け替えを実施します。また、老朽化の進行や財政状況を踏まえ、優先度を判断しながら、必要に応じて計画の見直しや更新を行い、持続可能な橋梁管理を推進します。**

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、大型橋梁の架け替えや修繕において、当該事業の必要性等を国・県に対し要望します。行政は、市民・団体・事業者に対し、国・県の動向等を情報発信するとともに、効果的な事業の推進について理解が得られるよう努め、地域の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。

**事業者は、工事に伴う地域への影響に配慮しながら、周辺環境との調和や地域との連携に努めます。**

行政は、国・県の動向や**整備の進捗状況を分かりやすく発信するとともに、地域の声を丁寧に集約し、事業の効果や必要性について関係者の理解が得られるよう努めます。また、引き続き国・県への働きかけを強化します。**

## 第4項 上水道



### ■現況と課題

現在の上水道事業は地下水を水源としており、将来にわたり安定して取水できる対策が必要です。

簡易水道（飲料水供給施設を含む）については、上水道への施設整備による統合と経営統合を進め、効率的で安全な水を供給する必要があります。

今後、更新時期を迎える水道施設が増加することから、中長期的な更新需要と財政収支見通しを検討し、計画的な投資を行うとともに、経営効率の向上と財政の健全化を図る必要があります。

さらに、将来にわたり安定した水道事業の財源を確保するために、国庫補助事業等の有効活用と適正な料金水準と料金体系の見直しについて検討が必要です。

### ■基本方針

近年の人口減少、節水機能や節水意識の向上などにより、給水量の継続的な減少による給水収益の減少など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、平成22(2010)年3月に策定した「小浜市水道ビジョン」を令和元(2019)年9月に改定しました。

すべての市民や事業者等が安定して水道を利用できるよう、改定した「小浜市水道ビジョン」に基づき、安全でおいしい水の安定した給水を持続します。

### ■施策の体系



## 第2節 住み心地の良いまちの形成



## ■取組内容

## 第1号 効率的で安全な水の供給

- 簡易水道の上水道への統合については「水道ビジョン」に基づき、施設整備による統合と経営基盤の強化を目的とした経営統合を進めます。
- 水源水質の保全、耐塩素性病原微生物（クリプトスパリジウム）対策、水質に関する情報提供、貯水槽水道の管理徹底の指導、直接給水方式を推奨するなど、安全な水の供給に努めます。

## 第2号 安定水源の確保と水道施設の計画的更新

- 現在、上水道の水源として使用している地下水については、現状程度の揚水量を維持していくとともに、地下水位、水質等の継続的な監視により、地下水環境の変化に留意しながら、今後も水源として使用していきます。また、河内川ダムについては多様な水源を確保するため、今後も利水者としての権利を保有していきます。
- 今後、更新時期を迎える水道施設・管路については、「水道ビジョン」に基づき策定した「更新計画・耐震化計画」により、統廃合を含めた計画的な更新、耐震化を進めます。

## 第3号 経営基盤・組織体制の強化

- より一層の経営効率の向上を図るとともに、今後の事業環境に対応した適正な料金水準と料金体系の設定による財政の健全化に努めます。
- 簡易水道は上水道と水道料金が異なり、また、地域ごとでも料金が異なることから、段階的な改定による上水道料金との統一を図ります。
- 施設整備や更新等の費用は水道料金に反映されるため、事業の必要性などを広く市民に情報提供し、相互理解に努めます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、水道水源である地下水の安全性を維持していくために、現状の揚水量の持続と有効利用に心掛け、地下水保全に努めます。

貯水槽水道（受水槽、高架水槽）の設置者は、適切な清掃管理を実施し、水質の保全に努めます。

行政（水道事業者）は、施設状況や事業の必要性・進捗状況などの情報提供を積極的に行い、相互理解のもと事業を推進します。

## 第5項 下水道



### ■現況と課題

下水道整備の人口普及率は **99.8%**（令和6（2024）年度末）に達しており、事業の主体は「整備から維持管理」へ移行し、「適切な施設更新」と「持続可能な事業運営」をめざす必要があります。

「適切な施設更新」においては、長寿命化対策や耐震補強等による「安全性および機能の健全化」を図り、適切な維持管理に努める必要があります。

「持続可能な事業運営」においては、農業、漁業集落排水事業も公営企業会計へ移行し、公共下水道事業とともに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努める必要があります。

雨水渠については、台風、集中豪雨時に排水能力が不足し、浸水被害が発生する路線等、対策の必要性が高い路線を早期に整備する必要があります。

### ■基本方針

下水道は、「快適な生活環境の形成」と「公共用水域の水質保全」に寄与するとともに、雨水を速やかに排除し「都市の健全な発達」に取り組む重要な事業です。

市民生活に欠かすことのできないライフラインとして、「安定・継続した下水道サービス」の提供を行うため、一層の経営基盤の強化と各施設等の長寿命化、耐震化を計画的に実施し、適切な維持管理に努めます。

また、雨水渠については適切な管理をはじめ、浸水対策の必要性が高い路線から計画的に整備を進め、「安全・安心なまちづくり」をめざします。

### ■施策の体系



## 第2節 住み心地の良いまちの形成



## ■取組内容

## 第1号 下水道の整備・維持管理

- 老朽化が進む施設等の長寿命化を図るため、下水道ストックマネジメント計画・最適整備構想等に基づき、計画的な施設の改修や耐震化を進め、効率的かつ効果的な維持管理に努めます。
- 公共下水道に隣接する一部の農業集落排水施設について、公共下水道へ施設整備による統合を行い、施設の共同化による効率的な運営をめざします。
- 「窓口、検針、収納」等の業務のほか、施設の維持管理業務等についても民間委託の拡大を検討し、市民サービスの向上と効率的な事務運営に努めます。

## 第2号 雨水路の整備・維持管理

- 浸水被害が発生する路線等、対策の必要性が高い路線から計画的に改修工事を行います。
- 計画的な雨水渠の清掃、点検、補修により適切に管理します。
- 千種・水取・城内地域の雨水排水整備を行い、「安全・安心なまちづくり」をめざします。

## 第3号 処理場の適正管理と経営の健全化

- 処理施設の更新については、流入汚水量の変動に注意し、適正な規模の施設能力や設備構成を見直します。
- 農業、漁業集落排水事業にも地方公営企業法の適用を行い、公営企業会計として経営の健全化に努めます。
- **公営企業会計へ移行した集落排水事業について、公共下水道の使用料へ段階的に統一をめざします。**

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・事業者等は、下水道への早期接続による「生活環境の改善」と「公共用水域の水質保全」に努めるとともに、使用料の納付意識の醸成に努めます。

行政は、将来にわたり「持続可能な下水道サービス」を提供するため、経営基盤の強化と適切な維持管理に努めるとともに、計画的な雨水渠整備による「安全・安心なまちづくり」をめざします。

## 第6項 河川



### ■現況と課題

近年、気候変動の影響もあり、頻発化・激甚化する集中豪雨被害による河川の増水・氾濫リスクが高まっており、河川沿線の住民の不安がより一層高まっています。

北川水系や南川水系の河川等、国・福井県管理の河川についても、河川内の立木や土砂堆積による川底の上昇により、豪雨の際には甚大な被害をもたらす可能性が高くなっています。

特に南川では、堤防の漏水が問題となっているため、土砂撤去、立木の伐採に加え、漏水対策を行う必要があります。

普通河川においては、土砂の堆積や護岸の老朽化による損壊、未整備箇所もあり、局所的な浸水被害が発生しやすい状況であり、災害から市民の生命・財産を守るため、浚渫や護岸の補修、新設など整備を行う必要があります。

### ■基本方針

治水事業は、住民の生命と財産を災害から守り、豊かで住み良いまちづくりには必要不可欠であり、安全・安心のまちづくりの実現に向けて、従来のハード整備に加え、気候変動を踏まえた流域全体での流域治水を推進します。

1級河川の北川や2級河川の森川については、国・県と連携し、「河川整備計画」に基づく、計画的な整備を要望します。

また、1級河川の野木川や2級河川の南川等については、早期の「河川整備計画」の策定とともに、整備要望を行い治水に努めます。

普通河川は、浚渫や除草など地元と協力した維持管理を実施し、護岸補修、新設など必要な河川整備による治水強化を推進します。

各河川整備等において、良好な河川環境および生態系に配慮した自然環境の保全の両立に努めます。

### ■施策の体系

第6項 河川 ━━━━━━ 第1号 河川改修の促進

## 第2節 住み心地の良いまちの形成



## ■取組内容

## 第1号 河川改修の促進

- 1級河川の北川については、国・県と連携し、「河川整備計画」および流域治水プロジェクトに基づく早期整備を強く要望します。
- 2級河川の南川については、堤防の強化、漏水対策、雑木撤去、浚渫を計画的に進めるとともに、「河川整備計画」を早期に策定し計画的に整備されるよう、県に要望します。
- その他の県管理河川については、定期的な雑木撤去、川底の浚渫が適時実施されるよう働きかけます。
- 過去に土砂が流出した河川についても砂防指定を行い、堰堤等の措置を要望します。
- 普通河川の管理については、地元の協力も得ながら浚渫等の維持管理を行うとともに、護岸の補修や新設等、整備を行います。
- 各河川整備等において、良好な河川環境および生態系に配慮した自然環境の保全の両立に努めます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、補助事業を活用した河川周辺の草刈りや清掃活動等に自発的に取り組み、河川環境の美化に努めます。

また、「砂防計画」に必要となる、災害時の被災写真の撮影と記録についても協力して行います。

行政は、国・県管理の河川について、整備の進捗状況をわかりやすく発信するとともに、地域の声を丁寧に集約し、事業の効果や必要性について関係者の理解が得られるよう努めます。また、引き続き国や県への働きかけを強化します。

## 第7項 住宅



### ■現況と課題

高齢化の進展等による高齢者世帯の増加等、様々な理由により経済状況が悪化している世帯において、その生活の拠点となる住環境が整わない世帯に対して支援する必要があります。

また、市営住宅入居者の高齢化の進展とともに、耐用年数を経過した市営住宅の増加に伴い、住環境対策を行う必要があります。

さらに、高齢化や核家族化が進み、管理不十分な空き家が増加しています。

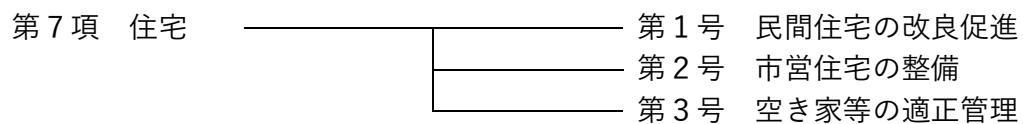
### ■基本方針

「住み心地の良い、住み続けたいまちの実現」をめざし、「安全・安心して暮らせる生活環境整備」を実施するほか、住環境整備に対する支援と耐震化事業の普及・啓発に努めます。

既存の市営住宅を有効活用し、高齢者対応など、時代のニーズに即した住環境づくりに努めます。

良好な居住環境を守るため、空き家の適正な管理の啓発に努めます。

### ■施策の体系



## 第2節 住み心地の良いまちの形成



## ■取組内容

## 第1号 民間住宅の改良促進

- 多世帯同居等の推進や移住・定住促進、子育て世帯等の住環境の向上を支援する「住まい支援事業」について、普及・啓発に努めます。
- 耐震化、ユニバーサルデザイン化について、普及・啓発に努めます。

## 第2号 市営住宅の整備

- 既存の市営住宅を有効活用するため、「小浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な維持管理および更新に努めます。
- 管理戸数の適正化を図るため、耐用年数を経過した市営住宅の除却を進めます。
- 耐震化率の向上やユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

## 第3号 空き家等の適正管理

- 「小浜市空家等の適正な管理に関する条例」および「小浜市空家等対策計画」に基づき、管理不全状態の解消、適正管理、有効活用等の施策を計画的に実施します。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、耐震化やユニバーサルデザイン化等の情報を取り入れた住宅づくりを行い、また空き家の適正管理や情報提供をします。

事業者は、市民に対して、住宅づくりを行う上で耐震化やユニバーサルデザイン化等のノウハウを提供します。

行政は、市民・団体・事業者に対し住宅づくりや空き家等の情報発信をします。

## 第8項 スマートシティの実現



### ■現況と課題

ポストコロナ社会においては、リモートワークやサテライトオフィス、オンライン教育、遠隔医療など多様な働き方・暮らし方が定着しつつあり、これらを支えるデジタル環境の充実が求められています。

さらに、国は Society5.0 の実現を目指し、AI やビッグデータ、IoT などの先端技術を活用した新たな社会の構築を推進しており、これらの技術を支える情報通信基盤の整備が一層求められています。

本市においては、令和3（2021）年度に実施した光ファイバ網整備事業により、市内全域において、通信速度 1Gbps のインターネットが利用可能になりました。

今後は、これらの基盤を活用して、「誰一人取り残されない、人間中心の持続可能な社会」を実現していかなければなりません。

### ■基本方針

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活、働き方、教育、行政、医療、防災など様々な分野で、これまでの価値観に大きな変容をもたらしました。

新型コロナウイルス感染防止のための対応により、日常生活の基盤をオンライン化することが不可欠となつた現在、デジタルの力を使った新たな生活様式を実現し、様々な社会課題の解決に取り組みます。

また、Society 5.0 に関する国の動向に注視するとともに、小浜市新まちづくり構想に掲げた「スマート＆スローシティ 御食国若狭おばま」の実現に向けた取り組みを進めます。

### ■施策の体系



## 第2節 住み心地の良いまちの形成



## ■取組内容

## 第1号 A.Iなどスマート技術の活用

- A.Iなどの先端技術について国の動向等を注視し、情報を収集するとともに、市民サービスの向上ならびに行政事務の効率化に向け、電子申請システムや公共施設予約システムなど行政事務への活用を推進します。

## 第2号 情報の発信および保護

- 市政やまちづくり、観光等に関する情報について、子どもや高齢者などすべての市民が共有できるよう、市公式ウェブサイトやSNS、広報おばまなどの各種メディアを活用するとともに、誘客に向けた情報発信に取り組みます。
- 行政が所有する個人情報の安全を確保するため、情報の保護および利用ならびに通信に対して、徹底したセキュリティ対策に取り組みます。

## 第3号 市民生活の質的向上

- デジタル技術の活用により、暮らしの安全性・利便性・満足度を高めて、市民生活の質的向上に取り組みます。また、地域や世代を超えて誰もが参加できる包摂的な社会の実現にも取り組みます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、ICTの利活用により、自らの生活の質を高めるとともにまちづくりに積極的に参画できるよう、一人ひとりがデジタル機器等の操作、インターネット利用、セキュリティ対策等について正しい知識・技術の習得に努めます。

団体は、構成員のICTに対する正しい知識・技術の習得を促進し、ICTを利活用したコミュニティの活性化に努めます。

事業者は、ICT基盤の充実に努めるとともに、市民や団体に対する利活用研修等の機会を提供します。

行政は、ICT基盤の充実に努めるとともに、多様な媒体を活用し、様々な情報の収集に努め、行政情報を分かりやすく的確に伝達します。